

卷之三

かなど、こんなふうには思します。たまたまと言つては恐縮でございますが、厚生労働省は厚生省と労働省が省としては一緒にならぬ、といった意味で、まずこの法案の具体的な議論に入ります前に、厚生省と労働省というものが一緒にになって厚生労働省ができたわけであります。

か、その新元の合理化効果などはついて幾つか伺っていきたいというふうに思います。そこで、具体的な数字に基づいて同つてまいりたい

思ひますので、是非よろしくお願ひいたします。
まず最初に、厚生労働省というのは御案内のと

おり中央省庁等改革基本法に基づいて平成十二年の一月にできたわけでありますから、その合理化という観点からは、一番分かりやすいのは、厚生省、労働省の間接部門が持っていた経費が、当然間接部門ですから一緒になればそこは共有できるんではないかというふうに思うわけであります。が、どのようになつたかという観点から伺つてまいりたいと思います。

きますが、現在の厚生労働省の職員数と合併直前の職員数、この数字をまずお答えいただけますでしょうか。

(大臣政務官(波辺義前君)委員会指揮のとなり、合併は平成十三年の一月でございまして、このときの定員数は十万五百十八人でございまして、十三年度が九万九千九百九十八人、そして現在、平成十四年度が九万九千六百八十六名でございま...

○浅尾慶一郎君 具体的に再編に伴う数字ということで伺ってまいりたいと思いますが、私がいた

○大臣政務官(渡辺貞能君) 統合の前後における職員数の削減としては、委員御指摘のとおりでござります。

ま十六、流合後の處は又リムヒニ努めておつま

私、厚生労働省ができましたときに、両省が混
合しているような状況ではこれはいけないので、
政法人へ移行するとか、各省間の振替とか、い
て、現在までに至る削減の数は、いわゆる独立行
政法人も実にノーリー化の勢いであります。

わゆる当然減みたいものを別にいたしまして、これ九百九十五名の削減を行つておりますので、これ兩省が化合するようにこれはならないといけないということを言つたことを記憶をいたしております

について計算すると約一%削減をいたしております。今までの厚生省、労働省の組織をそのままにしてただ一緒にしたというだけではいけないの

それから、人件費でございますが、人件費は平成十一年度の人件費が千七百四億円でございまして、三百五十六円八八人をもつてござります。

す。また、今年度は千六百六十八億円となつてお
りますので、これによりまして削減を計算いたし
ますと、約二%の削減効果ということになつてお
ませんし、同じになるところにもう一とやつていか
なきやならないし、やはり再編成という意味から
いきましても、まだなお点半ばと、いうふうに思つ

○浅尾慶一郎君 今、政務官がお答えいただいた
たゞ、いい面といたしましては、例えば障害者
でいる次第でござります。

に思いますが、合理化という観點からいうと、多分先ほどの六十九人というのがある程度の数字な
いまが二育ママの現状の問題は、ハーフの雇用の問題と、就業の問題と子育てとを同じにやること
ができるようになったとかいうようなことでは

○・○七%か一%かという数字を、どちらの数字のかなというふうに思いますが、いずれにしても非常にスマーズに運べるようにもなったというふうに思つております。

取るかによって大分これ違ってきますけれども、取ったとしても、厚生省、そして労働省といななか自分で点数付けることはできませんけれども、ひとつそういうことで御理解をいただき

いんではないかなといふことは思ひます。もちろん、合理化だけがすべてだと言うつもりはありませんが、まず合理化という観点に立つたのは、そこからもしませんから外はほど申し上げます。

に、まだ道半ばのかなというふうに思います。合理化も必要だと思いますが、同時に国民に対する理解も必要だと思います。

うと、この合理化という観点からいうと何点ぐら
い付けられるかということをまず伺いたいと思
う。するサービスということも車の両輪で向上してい
ただかなければいけないというふうに思つております。

○國務大臣（坂口力君） お話をいただきましたよ
ます。
まして、そういう観点からサービスの状況について、厚生労働省所管の、また今大変込み合ってい

うに、平成十二年の十一月から私もやられていました。それで、いろいろと世間に出てるとクレームというか文句もあるハローワークを例に取って伺つていきたいというふうな想ひです。

大目と労働大目 二枚着用をめざすまいとして、一月から厚生労働省になつたわけでございまして、やがて一年間を経過しようとしているわけ 合っておりますが、利用者数についてどのように ハローワーク、大変込み合つております。込み

卷之三

卷之三

厚生労働省として把握をされておるんでしよう
か。例えば職業紹介数や求職登録者数ということ
は当然統計を取つておられるんだと思いますが、
込み合っているのはハローワークに来られる人
が多いからですから、だと思ふんですが、パソコ

等で求人票を見るだけの人数というのは把握はされておられますか。

の大臣政務官(新日本汽船)ハロード・マクダーミットの職業相談あるいは職業の紹介の利用者数でござります。

けれども、これにつきましては、全国の安定所に求人の申込みをいただいておりますものですか
ら、そういった点でいわゆる求職者数につきまし
ては把握をいたしております。これは、登録され
ているというか、そういった状態でござりますか
ら、当然といえば当然であるわけですが、

ただ、御指摘のとおり、ハローワークに配置されております求人の自己検索のパソコンでございますれば、これで求人情報を確認する者の数につきましては、サービスの向上の観点から各ハローワークにおきましてその数を掌握しなければならぬ、それは必要であるということ等はそのとおりだらうと思います。

そこで、最近導入しました機器につきましては利用者数を把握できるものが大半でございますけれども、全国的といいますか、そういったことになりますと数値的の把握までには至っていない、これが現状でございます。

例えば、別に正確な人数でなくても当面はいいんだと思いますから、例えば、それぞれのハローワークで日報等を付けるんであれば、大まか、概算今日はこれぐらいの来所者数というのは日算ができるんじゃないかなと。そういうところから始

められると厚生労働省としても、確かに今大変な状況だということが肌身に触れて分かるんじやないか。

いかが思われますか。その点について
○副大臣(鷲下一郎君) 議員おっしゃるように、
込んでいるところの把握をきちんとしろと、こう
いうようなお話をありますけれども、そのとおり
だらうといふふうに思います。
たゞ、今、古いペーパーコンにつけてはなかなか全

十三年度以降のやつには大体どれだけの利用者が

あつたかといふことがきちんと記録できるようになります。ソフトが入っておりまますので大体の利用者数は把握できていると、いふようなことであります。

○浅尾慶一郎君 今、副大臣おっしゃいましたが、成十三年以後に導入されたパソコンというのは、全体に占める割合というのは、ちなみにどれぐらいいござりますか。

○副大臣(鴨下一郎君) 十一年から設置をしておりますけれども、十一年が千台、十二年が千台、そして十二年の補正で一千台ということです、トー

タルで四千台でありまして、十三年度からはそれぞれ、十三年度二十か所千台、そして補正で千

台、それから十四年度で千五百台ということです、三千五百台というような比率でござります、約半数ということであります。

コンですか機械で分かるわけなんで、日々取つてということとは恐らく、少しでも、趣旨としては、失業されて大変困っておられる方が多いと思うわけですから、そうした方がせめて仕事を探す利便性を高めるということは必要だと思ひますね。やり方としては、もちろんパソコンを増やすといったようなことも考えられるんじゃないかなと思います。

次の質問に移らさせていただきますが、例えば、大変込んでいて、パソコンを使うにしても一人三十分、五件までという制限がなされているというふうに伺っておりますが、込んでいるところは。これは事実ありますか。

○副大臣(鷲下一郎君) 例えば大阪だと博多、それから東京のように非常に若い方を含めて込んでいるところについては、おのずと申し訳ありますせんけれども制限をさせていただいている、こういうようなことがあります。

○浅尾慶一郎君 パソコンですから、御案内のとおり、これはインターネットで検索をすれば例えば自宅でも見れるはずなんだと思いますが、現在は自宅で検索すると事業者名が隠された、ハローワークに行けば全部情報が見れるけれども、自宅で自分のパソコンの画面で見ると一部情報が見えないといったような不完全な求人情報しか見ることができるないわけですが、こうした区別をしている理由をまずお答えいただけますか。

○副大臣(鷲下一郎君) ハローワークに基本的に来ていただきくというのが元々の趣旨でありましたので、そういう意味で、事業者名をそれぞれの求人情報のコンピューター検索の中に出すというようなことについては最初の段階ではなかなか難しいというようなことがありました。

それからもう一つは、求人の企業そのものの意向もございまして、例えば求人企業そのものが名前を出してもらいたくないというようなこともあったようでありまして、そういう様々な点から現時点では求人事業所の名前等を伏せた形での情報提供をしているというのが現状であります。

○浅尾慶一郎君 先ほど申し上げましたように、
ただ、ハローワークは大変込んでいて一人三十分

と制限されていると、なおかつハローワークに、後段の求人企業の意向というのは、行けば見れる情報自宅では見れなくなるというのではなく、理屈ではないのかなと。別に秘匿しなければいけない理由がそこにあるというふうには思えないわけであります。

それから、ハローワークに来てもらうといつても、来てパソコンをたいて、じやここに行こうといったときに、ハローワークの方で何かそこで付加的なサービスをしているのかといふと、恐らくそういうことにはなっていないのではないかとかいうふうに思いますが、その点はいかがでしようか。

○副大臣(鴨下一郎君) 最終的にはそういうような御希望が大変強いわけでありまして、結果的に、事業所名を事前に知りたいとか自宅でインターネットで求人情報を検索したいと、こういうようなこともありますて、できるだけそういうような利用者の御希望に沿えるような形で情報提供

をして、いこうじゃないかと、こういうようなことを今できるだけ早い時期にそういうような事業所の公開も含めてしていこうと、こういうようなことで今やっている最中でございます。

○浅尾慶一郎君 今、副大臣の方から、できるだけ早いうちに自宅あるいはハローワークに行かなくて、でもその情報が見れるようにしよう、して

いこうと検討している最中だという御発言をいただいて非常に有り難く思っておるんですが、是非早急にやっていただきたいと思います。

た、ハローワークに行かなくても自宅で見れるようになつたということはしっかりとPRしていただければ、今ハローワークが込んでいる理由のかなりの部分は私はパソコン検索ではないかななど思いますので、その点についてもしっかりとPRを

していただきたいと思います。

同じく、インターネットを使って利用者にサービスの向上をするという観点から、平成十六年一月から税金などとともに労働保険料の電子納付が始まるというふうに伺っておりますが、例えばハローワークへの求人申込みについてもインターネットでできるようにしたらしいんじゃないかなと思います。

それは、現状は御案内とのおり、OCRに記述しているものをまたそれを読み取っているだけですから、電子情報で求人情報を送つてもらえばハローワーク側の事務軽減にもつながると思いますが、その点についていかが思われますか。

○副大臣(鶴下一郎君) 実際に、例えば二〇〇五年に日本は世界でトップレベルの電子政府を実現すると、こういうような趣旨からも先生おっしゃるようなことは進めなきゃいけないと、こういうような流れであることは間違いないません。

ただ、今まで、例えば書式を整えるのになかなか難しい部分があったようありますけれども、今後は求人申込みのインターネットでの受付については、一部今、東京等のハローワークでは行われている部分も試行的にはあります、これができるだけ求人内容の明確化等の課題や求職者の保護にも留意しつつ進めていくと、こういうよ

うな方向でありますので、先生の御指摘の方向に早急に行きたいなど、こういうふうに考える次第であります。

○浅尾慶一郎君 是非早急にやっていただければと思います。

サービスの向上ということ、それから厚生労働省が独立行政法人化する法人を引き続き所管するという観点から、もう一点だけ厚生労働省レベルの点について伺わせていただきたいと思いますが。今ハローワークのお話をさせていただきました。ハローワークと同じく厚生労働省が所管しております監督署というものがございますが、ハローワークと監督署の管轄地域が幾つか問題に

なっている部分があります。具体的に言います

と、同じ敷地内に、例えば一階と二階にハロー

ワークと監督署があるといった場合であっても管轄地域が違うという事例がございますが、全国でどのぐらいそういった事例がありますでしょうか。

○大臣政務官(森田次夫君) 厚生労働省の地方出先機関、いわゆる地方労働局の管轄下にハローワーク等が置かれているわけでございまして、これはハローワークの場合には五百八十七か所でございます。それから 同じ管轄下に労働基準監督署も置かれているわけでございますが、それが三百四十一署、五百八十七所と三百四十一署でござります。

そして、そのうちに、先生がお尋ねのハローワークと監督署を同じ敷地内に置いております例でございますけれども、六十七か所ございまして、管轄区域が異なるのは四十二か所でございま

す。

○浅尾慶一郎君 例えれば、私が住んでおります神奈川県、例えば私住んでおります鎌倉市ですけれども、鎌倉市の人が、事業主が新たに人を雇おうとして労働関係の手続を当然しなきゃいけないわけですねけれども、その場合には、まず藤沢にあります監督署に労災の届出をします。しかし、労災の届出をして、そこで雇用保険の手続をしようと思つたら、同じ敷地内にあるハローワークでは駄目なんですね。戸塚まで行かなければいけないと

いう現状がござります。

あるいは、横浜市の神奈川区、西区、ここは御案内かもしれませんのが非常に事業所の多いところであります、横浜市の神奈川区、西区の方が港北区にあります監督署に行つて、その中にハロー

ワークもあるんですですが、そこで手続をしよう

と、横浜ハローワーク、これは中区にあるんで

すが行かなきゃいけないという、非常に利用者の

ことについて余り考えられた区分けになつていな

いというふうに思いますが、早急にこの管轄区域の見直しを行つていただきたいと思いますが、大

臣、いかがですか。

○副大臣(鶴下一郎君)

ハローワークと労働基準監督署が同じ敷地にあってそれぞれエリアが違う

の趣旨なのかもしれないが、一方で国庫が負担

する人件費というのもございます。

少なくとも、じゃ国庫が負担する人件費につい

てはどのように変わるので、法人ごとに伺えます

か。

○浅尾慶一郎君

もちろん鎌倉のことも是非やつ

ていただきたいと思いますけれども、全国で同じ敷地の中には建物が二つあって、そこに行こうと

思つたら行けないというのはどう考へてもこれはおかしいと思いますので、大臣、その点について積

でございまして、全国で同じ敷地でござつた

うか。

○國務大臣(坂口力君)

地域の皆さん方に御迷惑

の掛からないように見直しを行いたいと思いま

す。

○浅尾慶一郎君 ありがとうございます。

それは、特殊法人の関連九法案について、親

元ではなくて個別の法案について伺つていただき

ます。

○副大臣(木村義雄君)

地域の皆さん方に御迷惑

の掛からないように見直しを行いたいと思いま

す。

○浅尾慶一郎君 ありがとうございます。

それでは、特殊法人の関連九法案について、親

元ではなくて個別の法案について伺つていただき

ます。

○副大臣(木村義雄君)

独法下の運営というの

思つたら、同じ敷地内にあるハローワークでは駄

目なんですね。戸塚まで行かなければいけないと

思つたままで行かなければいけないと

思われます。

○副大臣(木村義雄君)

確かに、その職員数はそれぞれの法人の長が決めるということが、ある面、独立行政法人の趣旨なのかもしれないが、一方で国庫が負担

する人件費というのもございます。

少なくとも、じゃ国庫が負担する人件費につい

てはどのように変わるので、法人ごとに伺えます

か。

○副大臣(木村義雄君)

今回の改革によりまして、これは運営費交付金等の対象となる想定人員

というのがあるんですけども、これに対応する費用が人件費に当たるものと考えられるわけでございまして、それは対前年度比で約四十人のマイナス、額にして、金額で三億円の縮減を図つております。

○浅尾慶一郎君 数字の上では先ほどの厚生省と労働省が一緒になったときと同じで、スタートのところでは余り減っていないのかなと。合理化効果というのは余りないのかなというふうに思いますが、今、正に副大臣がおっしゃったように、中期目標に基づいて独立法人が中期計画を作成してそれを大臣が認可するということなんですが、そもそも大臣はどのような中期目標を示すおつもりでしょうか。

○國務大臣(坂口力君)

それを大臣が認可するということなんですが、そもそも大臣はどのような中期目標を示すおつもりでしょうか。

○國務大臣(坂口力君)

それぞれの独立行政法人

によって具体的な問題はあると思いますが、総論的に申しますと、この中期目標の期間、これだけの期間の間に何々をやるという期間、それから業

務運営の効率化に関する事項、それから国民に対

して提供するサービスその他の業務の質の向上に

関する事項、そして財務内容の改善に関する事項、こうしたことが一つのこの中期目標として示す内容になつております。

それぞれに示すとということになつております

で、そうした状況を踏まえてやりたいと思いま

す。

そのため、現段階で数字をお示することは困

難ではござりますけれども、大臣が中期目標とい

うのを決めますから、その中に、一層の効率化を

図るべきものと、こういう具合にされております

ので、それを受け、恐らく減らすという方向で

わざですけれども、そうしたものについて枠とい

うのを決まりますから、その中に、一層の効率化を

図るべきものと、こういう具合にされております

ので、それを受け、恐らく減らすという方向で

わざですけれども、そうしたものについて枠とい

うのを決まりますから、その中に、一層の効率化を

うか概算、具体的な数字というのを示せるんで
しょうか。

○國務大臣(坂口力君) いずれにも数値目標を明確にしまして、それでやつていただくといふことになつておりますし、それからいわゆる国庫が負担する人件費等につきましては、額は国が定めることになつておりますから、額をそこで示すということになるだらうと思います。

○浅尾慶一郎君 なるだけ早急にそうした数字は示していただきたいと思いますが、独立行政法人に移行後は企業会計原則が採用されるということになつております。また、財務諸表等も公表されるということになりますが、経営の透明性が高まるわけでありますけれども、肝心の経営者に当たる法人の役員についてはまだいろいろと不透明な部分があるんじやないかなと思いますけれども、現状、特殊法人、今回の独法化対象となつてある法人の役員の総数と、そのうち国家公務員出身の役員の人数をお答えいただければと思います。

○副大臣(木村義雄君) 今回の改革の対象となつてゐる特殊法人等の役員の総数は、非常勤も含めて九十二名でございます。うち、御指摘の国家公務員出身の役員は五十三名となつております。

○浅尾慶一郎君 トップの方は何人が国家公務員でしょーか。

○副大臣(木村義雄君) トップの方は全員国家公務員でござります。合計、ですか九名といふことになります。

○浅尾慶一郎君 もちろん国家公務員の方にも優秀な方が大変多いといふに思いますが、一方で、新しい考え方、企業会計原則に基づいて独立行政法人として活動していくと、民間人を、あるいは民間の知識を入れていくという観点もあつていいんではないかなというふうに思います。

既に、例えば郵政公社では民間人のトップが内定しているわけでありますけれども、この独立行

政法人のトップの任命は大臣が行うわけですか
ら、そういう観点も踏まえて新たな独立行政法人に、全員をということではないかもしません、あるいは適切な人は幅広く求めなければいけないと思いますけれども、必ずしもすべての適切な人が国家公務員だということには、独立行政法人化するという観点からすると果たしてそななかなうふうに思いますが、大臣はその新たな九法人、できる九法人について、そのトップについてどのような思想でそのトップを任命していかれるのかと。

当然、民間人も排除しないということなんでしょうけれども、排除しないけれども、結果として九人が全員元国家公務員になつてしまつて、その人が含めてお答えもあり得るのかどうか、その点も含めてお答えいただければと思います。

○國務大臣(坂口力君) 当然のことながら、民間の人も含めて最も適切な人を選ばなければならぬというふうに思つております。

○副大臣(木村義雄君) は、これはござりますでしょーか。

○浅尾慶一郎君 情報処理振興事業協会というものは自立をしてもらつてありますし、そしていわゆる経営能力というのも問われるわけでござりますので、それに適しない人はこれはなつていただいて余り役に立たないのではないかというふうに思つております。したがいまして、そうしたことも考慮に入れながら適切な人を選ばなければならない。もちろん、今御指摘になりましたところ、中には公務員出身の人もいるといふに思ひますけれども、しかし民間の人も優秀な人を登用するといふことは当然だといふふうに思つております。

○浅尾慶一郎君 特殊法人の問題としてよくその秀な方が大変多いといふに思いますが、一方で、新しい考え方、企業会計原則に基づいて独立行政法人として活動していくと、民間人を、あるいは民間の知識を入れていくと、そこがまた出資をするかどうかということがありますけれども、確かに民間の人も優秀な人を登用することになるといふに思ひますけれども、しかしそうなつたといつても、それを明確にやはり把握していくといふことは大事なことでござりますので、國の方としても、いわゆる孫に当たりますけれども、そうしたところもう一回行く先になつてあるといつたふうに思つております。

○浅尾慶一郎君 現状、先ほどお答えいただいたおります九特殊法人が現状出資している子会社、株式会社や公益法人というのを幾つあります

のは、今お答えいただきましたように、共済病院の売店の運営というのは、果たして本当に

労災病院がやらなきゃいけないものなのかなどいうふうに思うわけあります。それが独立行政法人になっても、独立行政法人ですから、更にその裁量、逆に裁量の幅が広がるとなれば、自分、確かに労災病院の売店というのは経営的に安定している売店だというふうに思いますが、逆に言えば持つておきたいような種類の事業だというふうに思われるかもしませんが、そういうものについて、本当に独立行政法人の趣旨にのつとつているのかどうかということは是非御検討をいただきたいというふうに思います。

○副大臣(木村義雄君) あります。

○浅尾慶一郎君 情報処理振興事業協会というところに出資をされておるというふうに伺つておりますが、そこに天下つておられる方が厚生労働省の方ではないということで外されておるのかもしませんが、多分そこも入つて、出資しているという観点からは入つておるのではないかなど、こいつうふうに思ひます。

質問続けておきますと、今度独立行政法人化になった後は、当然独立行政法人が判断するというようなお答えになるのかもしれませんが、こうした出資の状況について変化があるのかないのか、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○國務大臣(坂口力君) 独立行政法人の場合には、その長になる人がすべて決めるわけでござりますが、そこがまた出資をするかどうかということにつきましては、これからもう一度そこが独立行政法人ができましたときにどうするかといふことを決めることになるといふに思ひますけれども、そこがまた出資をするかどうかといふことは、國の方としても、いわゆる孫に当たりますけれども、そうしたところも明確に把握をしていきたいといふふうに思つております。

○副大臣(木村義雄君) そのとおりでござります。

○浅尾慶一郎君 そういたしますと、今申し上げました労災病院の部分については、今度できます独立行政法人のトップが考えるということなのかかもしれません、そこについてやはりいかがなものがなと思われる部分もあるので、その点について大臣の所見を伺えればと思います。

○國務大臣(坂口力君) 労災病院につきましては、労災病院の在り方そのものを考えなければいけないわけでございまして、今三十七あると思ひますが、その中で残すべきもの、あるいは統廃合すべきもの、廃止すべきもの、そうしたものを作らやる予定にいたしております。そうした中で、今後すべてのことを考えていくかと思つております。

○浅尾慶一郎君 売店等は本当に民間でできる業務でありますから、できるだけ民間に任せてしまふのがいいんではないかなと、こんなふうに思ひます。

ます

それから、独立行政法人の事業実績については、独立行政法人評価委員会が評価することとなつてゐるわけであります。現状の委員の方、平成十四年四月一日の委員の方の名簿をいただいておりますが、これを見ますと、現状では大学の先生が圧倒的に多い、監査法人の方も若干いますけれども、ほとんど大学の先生だというふうに思ひます。

先ほど来お話をありますように、もちろん大学の先生は立派な方ですから、いられて構わないと思いますが、その利用者の観点というのが果たして本当に反映されるのかな、あるいは先ほど来話に出ております経営の感覚というのが反映されるのかなというふうに思いますので、この評価委員会の中に、今後、企業の経営者や、あるいは利用者として消費者や働く人の代表といった方も入っていただかべきではないかなと思いますが、その点についていかが思われますか。

○副大臣(木村義雄君) 委員会の構成につきましては、もちろん言うまでもなく適正な評価がなされる人選が必要だと考へているところでございまして、今後独法化が予定されている法人の業務内容に応じまして、適正な評価が実施できるよう先生方がおっしゃられたように、経営や会計等の実務者を加えた幅の広い委員会構成、委員構成にしてまいりたいと、このように考えてございます。

○浅尾慶一郎君 独立行政法人化に伴つてどういった合理化効果とサービスの向上が見込まれるのかという、これは両方、車の両輪ですから両方にやらなきゃいけないと思いますが、その点について、厚生労働省の統合を例に合理化効果とサービスの向上についても伺つてまいりましたし、特殊法人の合理化効果についてもお伺いを

うにおちしゃったわけでありますけれども、私はなかなか、これは十分な合理化という観点からは点数が上げられないんじゃないかなというふうに思うわけであります。が、今後、行財政の合理化という観点に大臣として、まず独立行政法人の合理化を目標の中でのどのように指示していくのか、それから御自身の所管される厚生労働省の合理化にどのように取り組まれるのか、大臣の御決意を伺いたいと思います。

○國務大臣(坂口力君) 厚生労働省の所管をいたしておりますが、分野におきましても、やはり合理化すべきものは合理化をし、無駄を省かなければならぬというふうに思つております。

例えば、医療にいたしましても年金にいたしましても、これは利用する皆さん方にも御負担をいただくということをお願いをしなきゃならないわけでござりますので、厚生労働省自身、やはりスリムにするべきところは一日も早くスリムにしなければならないというふうに思つております。

とりわけ社会保険庁の問題等につきまして今議論を重ねているところでございまして、そしてでるべきだけ機械化等によりまして人員削減ができるところはしたいというふうに思つてはいるところでございます。

また、今回であります独立行政法人につきましても一つ目標の中に厳しく経営的な側面も織り込みまして、そして合理化に努めるようにしていきたいと思っております。

○浅尾慶一郎君 合理化をして節約すべきところはきちんと節約をして、本当に必要なところにはきちんと予算の手当てをしていくというのがサービスの向上につながることだと思います。

その観点で、最後に雇用対策関係の予算について伺つていただきたいと思いますが、今日の新聞によりますと、雇用保険料の引上げが見送りになる

せんか、しかし精神としては、少なくとも節約をした上で雇用保険の財源が足りないんであればそこには一般財源から十分にその雇用保険に投入していくべきじゃないかなと、こういうふうに思います。

大臣御自身も、保険料を上げられないなんなら一般財源で埋めてもらうしかないというふうにおしゃっておるわけでありますから、その点について、一般財源で来年度予算手当ができるかどうか

○國務大臣(坂口力君) 非常に微妙な段階に来ておりますのでお答えをしにくい段階でございましょうけれども、雇用保険につきましては、今年も〇二上げさせていただいたところでござりますし、そして来年度の分を考えますと、やはり〇・二三分まだ更に予算が必要になる、そこを行わない途中で財源が不足をするということが起りかしない事態でございます。

そういう状況を踏まえまして、雇用保険料でお願いをできないということもあり得るわけでござりますから、できなければそこは一般財源の中からお願いをする以外にないわけでございます。には、もっと雇用保険の内容を吟味をして、もう掛からないようにしてはどうかという御意見あるようでござりますけれども、現在の段階でうこれ以上切り込むことはできない、私はそう思つておりますし、そういたしますと一般財源をお願いする以外にないと思つてはいる次第でござります。

○浅尾慶一郎君 終わります。

○堀利和君 民主党・新緑風会の堀利和でござります。

個別の二つの法案を取り上げさせていただきたいと思います。

も、この施設の入所者が五百十一人おりますけれども、このうち、平均の在所年数、最長の在所年数、また、近年におきましては入退所状況、退所者の退所先の内訳なり割合、自宅であつたり他の施設であつたり病院、亡くなられる方もいらっしゃると思いますけれども、この数字をまずお示しいただきたいと思います。

は六百八十九名、延べ退所者数は百七十七名であります。本年十月一日現在の入所者数は五百十二名であります。その入所者の平均在所年数は一十七年三ヶ月であります。また最長在所年数は三十一年五ヶ月となっております。

また、近年の入退所者の状況につきましては、平成八年度からの新規入所者数は十六名であります。このうち、平成十一年度以降におきましては、国立コロニーの在り方に關する検討会報文書、この趣旨を踏まえまして、特に支援の必要性が高い重度の知的障害者に入所対象者の重点化を行った結果、新規に入所した方は一名となつております。

また、平成八年度から現在までの退所者数は延べ二十五名であります。その内訳は、家庭に復帰した方が四名、他の施設に入所した方が二名、心不全や悪性新生物などが原因で死亡された方が十九名となっております。

このように、近年は入所者数が減少する一方で、退所者の退所理由としまして死亡によるものが多い状況にござります。

○堀利和君 そこで大臣にお伺いしたいと思いますけれども、宮城県福祉事業団が運営しております宮城県船形コロニー、定員数は四百八十五名ですから同じような施設なんですが、去る二十三日、この事業団がこの船形コロニーを廃止すると、

んですけれども、大臣はどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

【委員長退席、理事中島眞人君着席】

○國務大臣(坂口力君) 私はこの宮城県のコロニーの実情というものを十分に存じておるわけではございませんが、一般論として申し上げれば、やはりコロニーとして一ヵ所の施設に障害者の皆さんにお入りいただいているよりも、地域に家庭にやはりお帰りいただける可能性のある人はお帰りをいたぐと、そしてそれぞれの地域でともに生活をしていただけるようになるのが、これは望ましいことというふうに思っております。

ただ、問題は重度の方でございます。本当に重度の障害のある方、それから、いわゆる重複障害と申しますか、幾つもの障害をお持ちになつておるといったような皆さんの場合に、果たして家族がそれを引き受けができるかどうかといったような問題はござりますから、そうしたことに対しましては、これは十分配慮をして今後検討をしていかなければいけないというふうに思っておりますが、お帰りになって生活のできる能力のある方は、これはできる限りやはりお帰りをいただいて、ともに生活をしていただけるような状況にするのが私は望ましいというふうに思つております。

○堀利和君 大変現実は厳しいものがあるということはもう大臣も私も同感でございまして、ただ、できる限り、大臣も言われたように、地域、家庭で生活し、そして施設でも、やはりできる限り小規模の中での、地域に根差した生活をやっていかなきやいかぬなと思っておるところです。そこで、今後、こののぞみ園をどうしていくのかについて、単に独立行政法人という経営形態を変えて済むということではないと思いまが、この将来像について、今後どうするかについてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(上田茂君) 近年の知的障害者福祉策におきましては、施設入所者の地域生活への移行を積極的に推進することが求められておりま

す。

また、地域生活への移行を進めるためには効率的な施設ケアですか、あるいは障害特性を踏まえたケアプログラムが必要と思われますが、これらについてはまだ確立されていない状況にござります。

このため、国立コロニーのぞみの園におきまし

ては、重度の知的障害者について、施設から地域への移行を進めるための効率的な支援モデルの開発普及、あるいは同種の施設において対応が困難な事例の援助、あるいは質の高いケアを提供する

ために必要な人材の育成等の取組を積極的に行うこととしております。

○堀利和君 のぞみ園のほかにも全国に同じよ

うなコロニーが十九か所ござりますけれども、やはり重度だから仕方がないと言つてしまつたら何も

進まないわけですから、現実の厳しさは厳しさと

して私も承知しているつもりです。しかし、そこ

はやはり思い切った対策を、施策を組んで、当た

しておきたいと思います。

次に、高齢・障害者雇用支援機構法案について

申します。

○堀利和君 のぞみ園のほかにも全国に同じよ

うなコロニーが十九か所ござりますけれども、やは

り重度だから仕方がないと言つてしまつたら何も

進まないわけですから、現実の厳しさは厳しさと

して私も承知しているつもりです。しかし、そこ

はやはり思い切った対策を、施策を組んで、当た

しておきたいと思います。

○堀利和君 大変現実は厳しいものがあるとい

うことはもう大臣も私も同感でございまして、た

だ、できる限り、大臣も言われたように、地域、

家庭で生活し、そして施設でも、やはりできる限

度の障害のある方、それから、いわゆる重複障害

と申しますか、幾つもの障害をお持ちになつてい

るといつたような皆さんの場合に、果たして家族

がそれを引き受けができるかどうかといつたよ

うな問題はござりますから、そうしたことに

対しましては、これは十分配慮をして今後検討を

していかなければいけないというふうに思つてお

りますが、お帰りになって生活のできる能力のあ

る方は、これはできる限りやはりお帰りをいただ

いて、ともに生活をしていただけるような状況に

するのが私は望ましいというふうに思つております。

お話をございましたように、障害者雇用促進法における規定として、我が国の労働者に占める身体障害者と知的障害者の割合を基準として設定して、政令で定めているものでございます。

お尋ねの現在の法定雇用率は平成九年に定められたものでございますけれども、その当時の計算では計算式で計算しますと一・八九であつたために、法定雇用率を一・八と定めているものでございます。

○堀利和君 計算したら一・八九、これが一・八九を一・八にするということ。法律条文を見ますと、何か所かに端数切捨てとあります。この端数切捨てという考え方、このような数値を設定することについては、これは厚生労働省の法律に対してのこういう政令で定めるときの方針なのか、これは国としての、政府の方針なのか、これははどういうことで決まってくるんでしょうか。

○政府参考人(太田俊明君) 今のお話の一・八%の法定雇用率でございますけれども、これは平成九年度に設定されたものでございますけれども、このときの状況をちょっとお話し申し上げますと、このときは知的障害者が新たに雇用率算定の対象となつたときでございまして、一・六%から一・二%引き上げまして一・八%に引き上げられたときでござります。

この見直しは知的障害者につきまして新たに事業主に対しまして雇入れ義務を課すものであったところから、当時の障害者雇用審議会、これは労働者、使用者、それから学識経験者、それから障害者の代表も入つていただいて四者構成でございまますけれども、その意見書におきまして、事業主の意見を踏まえまして、厚生労働省としまして、事業主に過剰な負担とならないよう端数について切捨てを行つたということでお伺いいたします。

○政府参考人(太田俊明君) 障害者の法定雇用率存じますが。

○政府参考人(太田俊明君) 障害者の法定雇用率につきましてのお尋ねでございますが、今、先生

お話をございましたように、障害者雇用促進法における規定として、我が国の労働者に占める身体障害者と知的障害者の割合を基準として設定して、政令で定めているものでございます。

○堀利和君 確かに、この一・八%とする際に、知的障害者を法定雇用に入れられたわけですからこういう計算をされたということで、障害者の参加も得た、理解が得た上でのというようなニュアンスなんですけれども、私は、そうはいいましても、一・八九を一・八でいいというふうにはどうしても常識的には思えないんですね。その理由が事業者の過度な負担を避けるといいましても一・八九を一・八、これはやはり私は納得できないわけですね。

お話をございましたように、障害者雇用促進法における規定として、我が国の労働者に占める身体障害者と知的障害者の割合を基準として設定して、政令で定めているものでございます。

お尋ねの現在の法定雇用率は平成九年に定められたものでございますけれども、その当時の計算では計算式で計算しますと一・八九であつたために、法定雇用率を一・八と定めているものでございます。

○堀利和君 計算したら一・八九、これが一・八九を一・八にするということ。法律条文を見ますと、何か所かに端数切捨てとあります。この端数切捨てという考え方、このように数値を設定することについては、これは厚生労働省の法律に対してのこういう政令で定めるときの方針なのか、これは国としての、政府の方針なのか、これははどういうことで決まってくるんでしょうか。

○政府参考人(太田俊明君) 今のお話の一・八%の法定雇用率でございますけれども、これは平成九年度に設定されたものでございますけれども、このときの状況をちょっとお話し申し上げますと、このときは知的障害者が新たに雇用率算定の対象となつたときでございまして、一・六%から一・二%引き上げまして一・八%に引き上げられたときでござります。

この見直しは知的障害者につきまして新たに事業主に対しまして雇入れ義務を課すものであったところから、当時の障害者雇用審議会、これは労働者、使用者、それから学識経験者、それから障害者の代表も入つていただいて四者構成でございまますけれども、その意見書におきまして、事業主の意見を踏まえまして、厚生労働省としまして、事業主に過剰な負担とならないよう端数について切捨てを行つたということでお伺いいたします。

○政府参考人(太田俊明君) 次に、この法定雇用率を算定して、これは事業主に対しまして一・八%雇いなさい、障害者を雇いなさいということですから、五十六人の規模以上の事業所はこれ適用されるわけすけれども、先ほ

ど申し上げたように、この法定雇用率・納付金制度を導入した七年、昭和五十一年において、この納付金制度の考え方、仕組みというものを御説明いただきたいと思います。

○政府参考人(太田俊明君) 楽尋ねの納付金制度の仕組みでございますけれども、これは、この制度は、身体障害者又は知的障害者の雇用に伴う経済的負担に着目いたしまして、そのアンバランスを調整すると、雇っているところと雇っていないところでは経済的負担が違うということでのアンバランスを調整するということで、経済的側面から事業主の障害者の雇用に関する社会連帯責任の履行を求めようと、こういう制度でございます。

具体的な仕組みとしましては、障害者雇用率制度に基づきまして、雇用義務を果たしていない事業主から納付金を徴収いたしまして、これを原資としまして雇用義務を超過して障害者を雇用する事業主に対しまして調整金を支給することによりまして、その経済的負担の平等化を図るというものでございます。さらに、これに加えまして、障害者を雇用するために作業施設でございますとか設備の設置等を行う事業主に対しまして助成金を支給いたしまして、障害者の雇用を容易にするというような仕組みでございまして、全体として障害者の雇用水準を引き上げようと、こういう制度でございます。

○堀利和君 簡潔に御説明いただいたわけですがれども、引き続いだ納付金制度のところでお聞きしますけれども、この納付金一人当たり月五万円というふうになっておりますけれども、先ほど言われたように経済的負担とありますけれども、この納付金一人当たり月五万円と、これはもう少し詳しいところでの御説明をお願いしたいと思うのですが。

○政府参考人(太田俊明君) 納付金一人当たりの月五万円でございますけれども、まず納付金の額につきましては、雇用率が一・八%に達するまで障害者を雇用するとした場合に、一人につき通常

必要とされる一ヶ月当たりの特別に必要とされる費用、この額の平均額を基準として定められるこの納付金制度の考え方、仕組みというものであります。

○政府参考人(太田俊明君) 五年ごとにその特別費用が掛かるということでございます。

○政府参考人(太田俊明君) 五年ごとにその特別費用、どのぐらい掛かるかという実態調査を実施しまして、それを踏まえて設定しております。現在納付金の額は平成八年度に実施しました実態調査を踏まえて設定されております。この納付金の額につきましては五年ごとに見直しを行っております。これまで、今年度はその五年置きの見直しの年でございまして、今年度中を目途に審議会の審議を経て新たな納付金の額を定めると、こういうことにしているところでございます。

○堀利和君 一九六〇年に初めて身体障害者雇用促進法が制定されたわけです。五年にILO勧告を受けて制定され、しばらくの間は努力規定で来まして、先ほど申し上げたように、七六年、昭和五十一年に義務化されるわけです。その後、八七年でしたか、「身体」を外してといいますか、「身体」だけでなく「知的」、そして今後近い将来「精神」も含めてということで障害者全体の法体系に発展してくるわけですから、私はそれなりにこの四十年間というものは評価するんですね。

ただ、評価するんですが、どうも今立ち止まって考えてみると、この法律は、先ほど部長も言われたように、事業主間の社会連帯に基づいて障害者を雇い入れる共同の責務というのが基本理念、政策目標なんですね。つまり、先ほどのお話のように、障害者を一人雇うと、一ヶ月健常者を雇つたよりも更に五万円経済的に負担が掛かるんだという考え方で、そうなると、企業間の自由競争の下で障害者を雇った事業主、企業の負担と、雇わない企業の負担のない、これは不公平、不公正な競争になるので、雇った者と雇わない者の調整をして、言うなれば公正、平等、公平な経済競争をしましようということに基づいて調整をしよう

必要とされる一ヶ月当たりの特別に必要とされる費用、この額の平均額を基準として定められるこの納付金制度の考え方、仕組みというものであります。

〔理事中島眞人君退席、委員長着席〕

ですから、そこで私は、これまでの政策目標あるいは施策をするに当たっては、先ほど言いましたように一定評価はしますけれども、どうもそれが私にとっては、限界なのではないか、この制度にもう一度基本的なところにメスを入れるべき時期に来ているんじゃないかなという、それがどう事業主と雇わない事業主、企業とのあくまで結論は分かれませんけれども、どうしても雇つた企業、事業主が雇わない事業主、企業とのあくまでその調整ということで、私は、本来一事業所、一企業が障害者を雇う直接的な意味での社会的責任というのを負うべきで、企業全体でその負担を分け合おうというようなところで何かちょっととそこをすり抜けてしまうようなことを感じます。そういう意味で、私は、基本的なところをそろそろ見直すといいますか、検討すべき時期に来ているんではないかということをここで申し上げておきたいと思います。

そこで、具体的には、三百人規模以上の法定雇用率未達成の事業所から納付金を納付させるといいますか、納付金を上げさせるわけですから、五六十人、一・八%の事業所から雇用義務があり納付金制度があるんですが、三百人以下の中小企業については、そこは大変だということで免除されておりますから、三百人規模以上の事業所から、企業から納付金を徴収するわけですから、この納付金が今後どの程度納付されてくるのかということで、言うなれば雇用促進協会の助成制度等の事業運営に大きく左右されるわけですがれども、この納付金の納付の状況、見通しで安定的な運営、政策助成事業が行えるのかどうか、この辺の中長期的な見通しはどうに考えていましてどうか。

○政府参考人(太田俊明君) 納付金制度の見通しについて、言うなれば公正、平等、公平な経済競争をして、これが将来、仮に一・八%を超えて雇用されると協会はどうなるんでしょうか。

○政府参考人(太田俊明君) 法定雇用率が達成されまして障害者の雇用が十分進んだという限りにおきましては、経済的負担を調整する仕組みの納付金制度そのものは必要なくなつてまいりますので、その限りでは協会の事業というのは必要なくなくなる、そうしますとその部分の組織は必要なくなる、要らなくなるということだと思います。

ただ、その時点においても、やはり障害者のための、職業に就くための職業リハビリテーションが必要であるというような場合には、それはむしろ納付金会計でなくて国からの会計の支出によつてそういうことがどうしても必要だとなれば事業は続け、そのための組織は必要になるということではないかと思っております。

○堀利和君 これは協会なくならないんですよ。ね。シーソーやっているんです、いつまでも。つまり、雇わないから納付金が上がつてくる、その納付金を使って様々な助成、支援をする。雇用が上がつてくる、納付金が減る。これはいつもこうやっていますから永遠に続くんですね。

よね。たまて残された剰余金が昨年で二百七十五億円、それから昨年の納付金特別収入が二百四十五億円、合わせて五百二十三億円ということになつてゐるんですね、納付金関係の特別会計だけです。

私の方でもう少し申し上げれば、この三年間の決算の収入の特別会計の納付金を見ますと、大体毎年二百四十から二百五十億円上がつてくるんですね。そこで支出金として助成金、助成制度を使つているのが大体百五十億ぐらいで、役職員給与とか業務委託費等で大体百九十億円ぐらいなんですね。

今言いましたように、毎年残されるのが、四十

ますけれども、これは平
いるところがござります
雇用状況ですが、公表後
年以内に四社とも法定雇
況がございます。

成三年度に四社公表して
。これらの四社の障害者は改善いたしまして、五
用率を達成したという状
ましても、法に基づいた
名公表を前提とした雇用
っているところござい
導の期間におきまして対
定の改善が見られている
表には至っていないとい

考えてみると、私は、日本のこの行政改革の中で大きな柱が、大きな一つの改革のスタートが今切られたんだと。しかし、受け止める国民の側の方では、あるいはメディア等におきましても、依然として、言うなればこれは看板替えただけじゃないのかと、何がどう変わるのであらうことの細かなひとつ理解というものがなされていない。もっと端的に言えば、仏作って魂入れずというような感じがある面では流れている危惧を私は持つわけであります。

そういう点で、与党の一人として私は大臣並びに両副大臣にお聞きをしたいわけでありますけれども、厚生労働省が今回提案している四十六本の

そういうこともありますて、じゃ直近の平成十三年度の促進協会の収入について、大槻教えていただけますか。

から五十億残るんです。もう今年辺り三百億を超えてるんですね。ためて何かするんでしようかねと思いつながら、非常にこれ分かりにくいといいますか、さっき言いましたように、シーソーをいつもやっているんですね。

確かに、過去を見ますと、たまり過ぎると太盤振る舞いで助成して雇用を進めようということでやるんですが、足りなくなると、赤字になりそぞになると、さあどうしようかということで、これは非常によくない言い方ですけれども、雇用率を上げなきゃいけないかなとか、いろいろ考え始めるんですが、どうも本当に障害者を雇用する民間に対しての責任、責務を行うべきところが、こういった制度が調整するということにどうも落ち込んできてしまっているのではないのかなというふうなことを特に懸念するわけです。

ります企業の選出基準を引き上げたところでもございので、今後は一層積極的に企業名公表を前提としました雇用率達成指導に取り組んでまいりたいと考えております。

○堀利和君 終わります。

○中島眞人君 自由民主党の中島眞人でございます。

私どもは、与党としてこの法案を政府と一緒になりまして進めていたる立場から押さえておき、また国民の皆さん方にもやはりこの改革というものはどういう意義を持ち、どういう仕組みで行くのかということをやっぱり知つてほしいと、そんな思いを込めながら質問をさせていただきたいと思ひます。

特殊法人改革という問題が小泉内閣の一つの大好きなスローガンとして掲げられました。總理、

うち九本というのは、国民生活にとってあるいは雇用にとって大変密着をした、そういう一つの改革である、こういうことから考えてまいりますと、今回の特殊法人改革については従来の改革よりもしっかりと踏み込んだものであるべきだと考えますけれども、どういうふうに違つておるのか、この辺についてまず大臣から御所見をお伺いいたしたいと思います。

○**國務大臣(坂口力君)** この特殊法人改革については、もう過去にも何度も何度も議論をされましたところでござります。

少しさかのぼりますと、昭和五十八年でございましたか、臨調におきまして特殊法人の改正を行なうということが言われました。そのときには、個々の法人でございましたけれども、検討をされまして幾つか改正されたことがございます。それ

それから、国の特別会計からの予算が百十三億円でございまして、これは障害者の職業リハビリーションの実施等のための予算として支出されているものでございます。

そこで、私はこの法律の中で、具体的に雇用を進めるために、話が少し変わりますけれども、法第十六条に、障害者を雇わない事業所に対して計画を作りなさいと指導をして、それでもしなければ勧告をして、勧告にも応じなければ企業名を公表しますよというものがあるわけですね、措置が。これは一度やりましたけれども、このことについての成果を簡単にお聞かせください。

○政府参考人(太田俊明君) 今、先生からお話をございました法律に基づく企業名の公表でござい

早々に、昨年の六月、特殊法人改革基本法が成立をいたしました。昨年十二月、特殊法人整理合理化計画が閣議決定され国会に提出された、内閣總理大臣よりそういう報告があつたわけであります。その後、例えば、さきの通常国会におきましては、絶対に今まででは掛け声であつてできっこないだろうと言われた石油公団等の廃止、あるいは今回も住宅金融公庫の民営化の問題等々を含めて四十六本のいわゆる改革関連法案が提出をされた

からこちらへ、もう平成になりましてから、平成の七年からこちらへ、数えましても閣議決定だけで八回行われているわけでございます。したがいまして、今、先生がおっしゃったように、掛け声は何度も掛かったんですけども、しかし思ったように進んでこなかつたというのが今日までの経過ではなかったかというふうに思っております。今回、いろいろな見方はありますけれども、しかしゼロベースからすべての特殊法人を見直した

個々のそれぞれを検討をして、そして民営化するものは民営化をする、そして独立行政法人なら独立行政法人に入れるものは入れるというふうにして、すべての見直しを行つた。ここは今まで何度も何度も閣議決定が行われて、そして掛け声はありますけれども、全体を見直すというところまでは至らなかつたわけござりますが、今回初めて全体の見直しに着手された。そして、それを組織形態を変更をして今日を迎えたというところは今までと私は大きく違う、そういうふうに認識をいたしております。

○中島眞人君 オオカミ少年という言葉がござりますけれども、今、大臣がくしくも八回の閣議を開いたと、開くたびに一つの改革を進めていくと、しかし、いろいろな抵抗に遭つたり、いろいろな事情にあってそのことが進んでこなかつたと、しかし今は違うんだと、今回ゼロベースから、いわゆる徹底的にたたいて、そして行くんだけど、こういう大臣の所信が述べられたわけでありますけれども、そくなつてくると、独立行政法人化のメリットというものを、こういうプロセスの中で、いわゆる国民の期待にこたえられるようになります。あるいは行政改革の一環として大きな役割を果たすことができるんですよという、そういうメリットを、メリットというか、言うなれば一つの目標値、これはこういうふうな形で行くんだといふのを国民に対して私は強いメッセージをやっぱり送るべきではなかろうか。特に、厚生労働省が抱えている九本の法案というのは国民生活に直接かつ密接にかかわっているものでござりますから、先ほど言つたように、看板だけ替えたんじゃないと、言うなればこういうメリットがあるんですと、そういう点に踏み込んだ御発言を、大臣、もうしばらく、ひとつ御説明をいただきたい。

○国務大臣(坂口力君) この特殊法人ができましたときに、どういう趣旨で特殊法人ができるのか

なじむもの、企業的な経営になじむものを特殊法人にしたということだそうですが、しかし、時代の変遷とともに、現在から見ますと必ずしもそうではないというふうに内容がもう変わってきたいるものもあるわけございます。その当時は企業的経営になじむものということでしたんでしょうけれども、しかし環境がかなり変わったきておりまして、それぞれの持っております立場も変わってきたものもあるわけでござります。

そうした中で今回のこの特殊法人の見直しが行われたわけでございますが、今回の見直しは、必ずしも企業的経営になじむものというような分け方ではなくて、公的な部門として実施してもよいような仕事についても独立行政法人という形でひとつ出発をさせる。だから、必ずしも、ですからここは公的な部門でやらなきゃならないと、しかし公的な部門でやらなければならぬ部分もその中には含まれているけれども、ここは自立をしてやはりやってもらうというふうにした方が効率的であるといったものも、今回は独立行政法人という形でスタートさせていただいたということだと思うんです。

したがいまして、これはもう企業会計も取り入れますよ、情報公開もいたしますよ、あるいはまた経営責任も問いますよ、それから外部評価もいたしますよ、こうした非常に透明性を高めて、そして自立をしていただく。今までの特殊法人は、これは企業的経営に適しているものというので手を放そうとしたんですけどれども、なかなか手が放れなかつた。この特殊法人の方も親の手を握って放さなかつたということがある。親の方もすばつよく手を放さなかつた。今回、これは手を放しますと、目は離しませんけれども手は放しますということにしてこの独立行政法人というものを位置付けたということだというふうに私は理解をいたしております。

すけれども、そうした意味、しかし独立行政法人には責任を持つて経営責任を持つていただく、透明性を高めていただく、そうしたことと明確にして今後やりをいただくということにしたのがこの違いでないかというふうに思つております。その違いこそこの独立行政法人の目的ではないかと思っている次第でございます。

○中島眞人君 大臣の並々ならぬ決意が伺えるわけです。言つなれば、単なる器の見直しだけじゃないと。独立行政法人が行う事業については経済社会情勢の変化や行政ニーズの変化的に対応し、情報公開をし、あるいは責任性も問うていくんだと、こういう御発言、私はやっぱりこのことを言い続けて国民の皆さん方に理解を求めていかなければいけないと思うんです。

そういう点で、独立行政法人個々に今度は事業面と予算面の問題があります。

木村、鴨下両大臣は、私も部会にしばしば出でまいりますけれども、それはそれは部会での御発言というのは厳しい御発言がございまして、もうともかくこんなものはつぶせと先頭に立つて発言をしてきた方ですから、坂口厚生労働大臣を支える副大臣、両副大臣は格好な言わばスタッフがそろったなど、そういう点でひとつ大臣共々、要らないもの、不適合なもの、そして社会のニーズに合わないものは切り捨てていくと、そういう決意で副大臣も励んでもらいたいと思ひますけれども。

一面、事業の組立方と予算の執行という点については、従来はとかく親方日の丸でしたけれども、これらについてははどういうひとつ考え方を持っているのか、木村、鴨下両副大臣から、日本の大変厳しい御発言を、今度は政府ナンバーワンという立場から、大臣のさつき発言した内容を裏付けて御発言をいただきたいと思います。

○副大臣(木村義雄君) ただいま中島先生からの大変御激励をいただきまして、誠に恐縮でござります。私も中島先生のことはいつも、大変にいつ

も適当な、本当に適当な、すばらしい場面で、すばりぱりと御発言されてきた方でございまして、常日ごろから尊敬を申し上げたところでござります。

今、先生から御指摘をいただいた点でございますけれども、例えばこの事業面におきましては融資というものがございますが、この融資も中には大変必要なものもあるのでござりますけれども、その中でも実績が少なくて政策的な必要性が低下しているものは廃止いたします。また、真に政策上必要なもの、これに限定をしていこうと、このような見直しを行ふと、それから、法人の保有をしております福祉施設、これは福祉施設というと何か格好はいいんですか、実際は保養所みたいなものでございますから、保養所とか会館とかそういうものでござりますけれども、これは期限を明確にして積極的に廃止を進めてまいります。また、その他の業務につきましても、これは小泉総理の口癖と言つては失礼でございますけれども、よく言つておりますように、民間に任せられるものは民間に任せると、民間に委託可能なものについては積極的に民間への委託を進めてまいります。

それで、先ほど大臣がおっしゃいましたけれども、ゼロベースという観點から積極的な見直しを行つてまいりたいと、このように思つているところでありますし、また予算の面でござりますけれども、九法人についての平成十五年度の予算要求はマイナスの三百七十億円でございまして、法人全体の中の一割近い財政支出の削減を、これを実現しているところでございます。

○副大臣(鷲下一郎君) ただいま木村副大臣が御答弁申し上げたとおりでござりますけれども、私もある意味で民間でできるものは民間へ、そして更に言ってみれば必要のないものは期限を決めて徹底的に削減していく、こういうようなところで大臣を支えて木村副大臣と共にやつてまいりましたい、こんなように思つております。

○中島眞人君 是非そういうふうにしていただきたい。特殊法人でなくとも、一般予算の中でも私は間々そういう面があったと思うんです。

この間、成立した母子寡婦に対する貸付金の問題、私は地方議会の出身でござりますけれども、一億円相当の山梨県辺りの母子寡婦貸付資金が不適用額として一番出てくる。会計検査院で、決算委員会を見て、母子寡婦資金が、いわゆる貸付残高が一番多かったということが数年間続いていた。やつと今度いわゆる一つの改正の中でこれに取り組む姿勢が出てきて、そしていわゆる保証人の問題等今までとは違った形で、子供さんが借りて母親がいわゆる保証人になつてもいいんですという、そんなことははつきり言つてもつと先に考えられるべきであつたものが言つなければ放置されました。

やつと今度そういう形になつてきたということは、いわゆる本省の予算もさることながら、特に行政法人の場合については、私は今、木村副大臣がおっしゃつたような形、いわゆる金の大小じゃない、金の使い方、そしてそれが即座にその二申し上げますけれども。

さて、そこで役員報酬について、私はお手盛りの役員報酬というのは間々あつたんではないのかと。その役員報酬というものについて基本的にどういう切り込みをしていくのかという点について、これ、大臣にお聞きしたいと思います。

○副大臣(木村義雄君) 一応、新旧法の役員の報酬等につきましては、新たにできる法人自身が定めることになっている、これは先ほども御答弁させていただいたところござりますけれども。本年三月に私ども国議員の給料も一〇%下がりましたけれども、一応特殊法人等の役員の給料も一〇%下がると、こういうような実績もあるようございます。

そして、もちろんこれからは適正な水準、これ

が担保されるようにしていかなければいけないわけです。

ここに来ておりまして、まず公表すると。こんなにもらつているのかとか、そういう批判をやつぱり受けただくような、そういうような仕組みも取り入れまして、できるだけこの抑制に努めるという方向で考えてまいりたいと思っております。

○中島眞人君 私は、何でもかんでも報酬を下げろと言つんぢやないんです。率直に言つて、私ども国議員が昨年の四月から一〇%給与をカットしている。メディア等においてはそれでも高い、それでも国会議員を減らさせると。面白半分のよくな形でもって私どもはやっぱり役員報酬の問題を論じてはいけないと。仕事をやって国民のニーズにこたえていく行き方というものが一番問われているんだということを是非ひとつ大臣と一緒に申し上げますけれども。

従来の渡り鳥のような形で行く先々で退職金をもらつて役員報酬は高いというような、そういうシステムそのものをいわゆるゼロから見直していくといふことが必要なんであつて、そういう点ひとつ情報公開は必ず必要なことだらうと思ひますので、そういう点について十分ひとつ国民が納得するような形でこの問題にも取り組んでいただきたいと。

特に、いわゆる一般労働者の賃金は下がる傾向にあります。公務員給与等についても、自治体の中でもいわゆるこれを削減、カットしていくといふ状況もある。あるいは国議員のいわゆる歳費も下げていこうという時代の中で、何かぬくぬくとと言われるようなことが指摘されないように、是非ひとつこれに対応していただきたいということを強く要望しておきたいと思います。

次に、この九本の中で、若干横並びで論じては

いけないかなと思われる審査関連業務、安全対策業務の体制強化でございまして、具体的に言うならば独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案についてちょっと触れていただきたいと思いま

す。

さきの通常国会で成立した薬事法及び採血法の一部を改正する法律で、薬事法部門では医療機器にかかる安全対策の抜本的な見直し、バイオ・ゲノムの世紀に対応した安全確保対策の充実、市販後安全対策の充実と承認・許可制度の見直しがそれぞれ制度化され、国際的な整合性や科学技術の進展、企業行動の多様化等、社会経済情勢の変化を踏まえた制度的枠組みが準備されたところであります。

一方、これらの制度を着実に実施するには新たな制度的枠組みにしっかりと対応できる実施体制の確保が重要であると。そういう点からいくと、今般、従前の特殊法人等が廃止されることになりますが、独立行政法人が図るべきであると考へます。

そういう中で、医薬品・医療機器等については、より優れた製品が国民の手により早く届き、従来から行っている業務については引き続き、現行の丸のような形の中、それで従来の渡り鳥のような形で行く先々で退職金をもらつて役員報酬は高いというような、そういうシステムそのものをいわゆるゼロから見直していくといふことが必要なんであつて、そういう点ひとつ情報公開は必ず必要なことだらうと思ひますので、そういう点について十分ひとつ国民が納得するような形でこの問題にも取り組んでいただきたいと。

そして、国民が安心感を持つて使うことができるようになることが行政の使命ですが、こういう点についてこの行政法人医薬品医療機器総合機構法案のものが持つ使命というのは私は大変大きなものだらうと。これに対する基本的な考え方をひとつお聞かせをいただきたいと、こんなふうに思います。

安全な医薬品そして医療機器等を国民に早くしか

基本的な考え方だというふうに私たちは考えております。

その中で、具体的には、先生おっしゃつていたこれはもう從来は特に治験前の相談が非常に長い期間掛かつたと、こういうようなことを審査等の一環でやつしていくということで、できるだけ早く、しかも質の高い審査をやっていこうじゃなかつて、こういうようなことであります。たもう一つは、生物由来製品や医療機器の審査についても、今までには必ずしも十分な組織と人員でやれていなかつたという部分がござりますので、そういう意味も含めて充実させていこうと、こういうようなことでございます。

さらに、安全対策業務につきましては、これはもう年間に約三万件ぐらいの膨大な副作用等の報告データがございまして、それを疫学的に解析して、更に安全対策を重層化してやっていこうと、それから三番目に、健康被害救済業務についても、従来から行っている業務については引き続き、言つてみれば着実に行っていく、更に新たに生物由来製品の感染等被害救済制度についても、これは様々な今までの貴重な経験を踏まえまして被害者の救済を迅速に図っていく、こういうような趣旨で体制を整備していくことを、こういうふうな趣旨で体制を整備していくことを、こういうふうなことでございます。

さらに、四点目に、研究開発振興業務につきましては、実用化研究に重点を置き、国民の保健医療水準に寄与する医薬品・医療機器等の開発を促進すること、こういうような四つの大きな目的を持つてやっていくわけでありまして、このことは言ってみれば国と新法人が協力し、より有効であり安全な医薬品・医療機器等をより早く確実に提供していくと、こういうようなことで今回新法人としてやっていこうじゃないかと、こういふようなことでござります。

○中島眞人君 時間が参りましたからは少しそういきますけれども、私は今回の九本の中で、国民

生活、特に命という問題にかかる問題がこの法人だろうというふうに思つてます。ですから、私ども委員会としては、特にこの医薬品等の問題について参考人をお呼びして意見をお聞きしようということを、今日、昼間、理事懇で確認をしたところでございますけれども、率直に言って、副作用から起ころうとする一つの国民の悲劇、一方、從来の厚生省なんかは副作用がある面では克服するという努力よりは、副作用におびえ、おののいて、いわゆる新しい医薬品の開発という点について、欧米先進国に非常に遅れているという、もっと端的に言えば、日本の製薬会社が作るのはビタミン剤だけ、それでもうかつてているんだなんという悪口、私が言つてているんじゃないですよ、悪口言つてあります。

そういう、少なくとも医薬品から起ころうとする被害の問題、これを克服するという一つの使命と同時に、やはり新しく対応していく薬といつものを作り出していく力、これは私は新しい医薬品を作り出していく力、これには私は別々の問題じゃないと思うんです、両輪だと思うんです。現にC型肝炎の問題が大きな話題になってる。C型肝炎の問題が今どの辺まで取り組まれてゐるのか。アメリカでは新しいインターフェロンが、新しい新型が出ている、あるいはもう経口薬まで出てきている。こういう問題に対して日本は、いわゆる治験という問題からいわゆる発売に至るまでの間の時間が長い。しかし、それはもうアメリカではどんどん動いている、ヨーロッパでも動いてる。しかし、日本ではいつ来るんだろうか。肝硬変になる、あるいはがんになつては大変だと、そういう国民の不安というものがある。そういう片方では副作用の問題もある。

これ、私は別々の問題でなくて両輪の一環として、やっぱり新しい行政法人がいわゆる国と一体化している中で開発をしていくという一つの大きな課題を背負つてているんだというふうに思つてますけれども、その辺について御所見をお聞きし、私の質問を終わります。

○副大臣(鷹下一郎君) 今、委員おっしゃつてるように、薬には作用があれば副作用もあるといふことではござりますし、また更に新しい薬、更に病気もどんどんいろんな病気が出てまいりますから、それにいち早く対応しないといけないわけでありまして、そういう意味で、先生おっしゃるように、言つてみれば薬の開発とそれからその副作用に対する対応というのは車の両輪でやつていかなければならぬということは誠にそのおりであります。今回の独立行政法人でもそういう意味で科学的な評価を言ってみれば完結した審査としてやっていく、それから副作用情報についてはあらゆる膨大な情報をきちんと掌握してそれを評価していくと。

こういうようなことを含めてしっかりとやっていくというようなことは従来どおり行政の問題としてしっかりと措置していくと、こういうようなことできちんと切り分けてまいりたいというようになっております。

○中島眞人君 ありがとうございます。

○沢たまき君 公明党の沢たまきでございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

同僚議員、先輩議員が質問なさつて、少し重複するところがあろうかと思いますが、よろしくお願い申し上げます。

さて、今回の特殊法人改革は、百六十三あるすべての特殊法人と認可法人の整理合理化を推進するもので、戦後最大の特殊法人改革と言われております。高度経済成長時代には、特殊法人等のシステムを使い、国の支援を受けながら民間だけで提供することが困難な公共的サービスを行ったため、特殊法人を作り、これらを効率的に遂行してまいりました。しかし、これらのシステムが長期にわたって続いた結果、既に民間で提供できるサービスでも税金に頼り、採算見込みもなく債務負担を終わります。

○副大臣(鷹下一郎君) 今、委員おっしゃつてるように、薬には作用があれば副作用もあるといふことではござりますし、また更に新しい薬、更に病気もどんどんいろんな病気が出てまいりますから、それにいち早く対応しないといけないわけでありまして、今回の独立行政法人でもそういう意味で科学的な評価を言ってみれば完結した審査としてやっていく、それから副作用情報についてはあらゆる膨大な情報をきちんと掌握してそれを評価していくと。

こういうようなことを含めてしっかりとやっていくというようなことは従来どおり行政の問題としてしっかりと措置していくと、こういうようなことできちんと切り分けてまいりたいというようになります。

○國務大臣(坂口力君) この九法人にかかわらず無駄を省くということは何にも増して大事なことではございます。

一つは、やはり制度そのものを変えていかなければならぬものがある。厚生労働省全体の問題にいたしますても、それから独立行政法人の問題にいたしましても、それから制度そのものをやはり変えていかなければいけない点がまずあるというふうに思います。

例えば年金でありますとか、医療保険でありますとか、雇用保険でありますとか、保険料を集めさせていただいておりますけれども、それはそれみんなばらばらに集めさせていただいているわけで、これ別にばらばらでなくとも一本で集めさせていただければもっと事務費は掛からないわけですが、これがいましてそうした保険料の徴収の一元化というのを今検討している最中でございますが、こうした面において、まず一つは無駄を省いていくことが大事かというふうに思つておられます。

システムを改革することによって変えるべきところはないか、よく検討をしていきたいというふうに思つています。

それからもう一つは、システムはそのままにしておく方がいいんだけれども、長い間やつてある検討及びその結果に基づく所要の措置を講じ、民営化、業務の改廃を進めなければならないところを評議しております。

提案されております九法人の改革を進めるに当たって、最終的に法人の組織、業務の全般にわたる検討及びその結果に基づく所要の措置を講じ、民営化、業務の改廃を進めなければならないところを評議しております。

坂口厚生労働大臣は、これら九法人に対する国の方針目的に照らして無駄を省くためにいかなる基本姿勢で臨まるのでしょうか。さつきのまた重複になるかと思いますが、まずお伺いをさせていただきます。

坂口厚生労働大臣は、これら九法人に対する国の方針目的に照らして無駄を省くためにいかなる基本姿勢で臨まるのでしょうか。さつきのまた重複になるかと思いますが、まずお伺いをさせていただきます。

○國務大臣(坂口力君) この九法人にかかわらず無駄を省くということは何にも増して大事なことではございます。

一つは、やはり制度そのものを変えていかなければならぬものがある。厚生労働省全体の問題にいたしましても、それから独立行政法人の問題にいたしましても、それから制度そのものをやはり変えていかなければいけない点がまずあるというふうに思います。

○沢たまき君 独立行政法人化したとしても、それが即無駄の排除につながるとは言い切れないと思います。したがいまして、独立行政法人化したことで税金の無駄が排除されなければ何の意味もないわけであります。逆に、行政監察から外れることによってますます現状より不透明になるのではないかという危惧さえあります。したがって、そのようなことにならないよう毅然とした対応が必要だと思います。

平成十三年の十二月十八日に閣議決定された特殊法人等合理化計画において、今後特殊法人改革は、実施に当たって各法人所管省が責任を持つて対応して、平成十四年度においても事業について講ずべき措置の具具体化に取り組むとして見直しが進められておりますが、厚生労働省所管の特殊法人の見直すべきとされた事業の見直しの状況はいかがでしょうか、また見直し時期が決まっていない事業などのようないあるのでしょうか、伺います。

○副大臣(鶴下一郎君) 先生御指摘のように、特殊法人等整理合理化計画において指摘された事項のうち、年限を区切って改革すべきとされた組織形態の見直しにつきましては、逐次今所要の措置を講じておるところでありますし、ただその一方で、見直しの年限が区切られていないものの中には、先生の御質問の中にもございました、例えば

○政府参考人(水田邦雄君) お答え申し上げます。
独立行政法人制度につきましては、先生御指摘のとおり、事前の関与でありますとか統制を極力廃止いたしまして、事後チェック方式を取ることによりまして法人の弾力的な業務運営を通じまして、業務の効率化と成果の向上というものを図ることを基本しております。

大きいものと考えております。
当省の評価委員会におきましては、独立行政法
人の設立を踏まえまして、昨年の三月に中期目標
及び中期計画について審議をいたしますとともに
に、これらの法人の評価の際の基準というものを
作成しております。

いう仕組みもござりますので、それらを十分に活用することもしなければならないと、このように考えております。

さらに、この評価が効率的かつ効果的に行われるようとするために、各法人の業務内容に応じまして幾つかの区分をすることになるかと思いま
すが、部会等を設置するということも検討してい
きたいと思つております。

ついて、もう一つは雇用・能力開発機構における移転就職者用宿舎の廃止、この二点が挙げられるんではなかろうかというふうに思います。

このような独立行政法人化のメリットについてお尋ねでございますけれども、三点ほど申し上げたいと思います。

われているわけでありますて、現在約十四万戸に三十数万人の方が居住しておりますて、そういう方々との言つてみれば調整がなかなか難しい部分

けれども、新規に民間からの受託研究を受けようという、積極的に受けようという機運が出てまいりました。それから二点目でござりますけれど

がございます。ですから、そういうようなこともあります。専門家等と詳細に検討をして、できるだけ含めて見直しをしていきたいと、こういうふ

重兵調査研究等を交際的に行なうために組織横断的なプロジェクトチームを作る、それによつて機動的な対応、弾力的な運用をするということも可能になつたところがござります。さうして、研究

もそういう意味で様々な方々との利害の調整をしなければいけないというようなことがあることを申し添えておきます。

施設を民間に貸与する、有償でございますけれども、貸与することなどを通じまして、研究レベルでの民間との連携は深まつたと、こういったこと

○沢たまき君 独立行政法人制度が平成十三年四月に発足して一年半が経過いたしました。独立行政法人の制度は、国による事前関与、統制をや

○沢たまき君 特殊法人改革に際して、特殊法人の問題点として、経営責任の不明確性、事業運営

による評価や中期目標、中期計画の策定、財務諸表の公開を行うことによって評価の充実、透明性の確保を図っていく」というものであります。

の非効率性 不透明性 組織 業務の自己増殖性、経営の自立性の欠如などが厳しく指摘されおりますが、私は、これらの指摘を自ら克服する二つの手段を示します。

厚生労働省も独立行政法人国立健康・栄養研究所や独立行政法人産業安全研究所、また独立行政法人産業医学総合研究所、この三つの独立行政法

大変大きいんだろうと思ひます。

行政法人となつたことによつてどのような点が從来より改善されて、どのようなメリットが生じたとお考えでしょうか。また、移行後の期間が一年

御書が大きのでござりますので、既に発足しております厚生労働省の独立行政法人評価委員会の現在の活動の状況、御報告いただければと思っております。

半といふことですから、掌握されている範囲で結構ですけれども、いかがでしょう。

○政府参考人(水田邦雄君) 私どもといたしまして、独立行政法人の評価委員会の役割、極めて

第七部 厚生労働委員会会議録第八号 平成十四年十一月二十六日 【参議院】

とかあるいは融資限度額など、適切に見直すといふことを言われております。

私どもも、それに沿いまして、平成十四年度行いました取組といたしましては、まず、短期資金の貸付けのうち、既存の医療機関の機械購入資金、そして運転資金の貸付けをやめました。廃止をいたしました。それから次に、長期資金の貸付けの中で、病床過剰地域において病床を減らさない、そういう整備の場合の優遇金利を見直しをいたしました。このような措置を十四年度既に講じたところでございます。

○沢たまき君 特に融資事業について、民間との協調融資についてはどうなるんですか。

○政府参考人(篠崎英夫君) 私ども、事業団が行っております融資につきましては、長期の療養にふさわしい療養病床へ転換する場合ですか、あるいは病床減を伴う老朽化した医療施設の近代化の整備をするとか、そういうものに限っては医療政策上重要なものを融資を行っているわけでありますけれども、病院を建てるに当たりましては資金計画というのが非常に大事でございますので、事業団が中心になりますて、事業団の融資をする部分、それから民間の金融機関が融資をする部分、そして自己資金、それから国や県などの補助金等、そういうものを組み合わせてどのような資金計画を立てるかということにつきましては民間と、民間の金融機関と絶えず協調しながらそういう資金計画を作っているという状況でございます。

○沢たまき君 関連しまして、後日審査することになるとと思うんですが、国立病院・療養所について一問だけ伺わせていただきます。

昨日の朝日新聞の記事によりますと、「国立病院・療養所が重点的に実施すべき医療に「小児救急」を盛り込む方向で検討を始めた」と報道されております。

国の政策医療は、平成十一年の国立病院・療養所の再編成計画の見直しにおいて十九分野に特定されることとなりました。その中で成育医療とし

て位置付けられてきたわけですが、この成育医療の中には小児救急医療が入っておりません。

なぜ小児救急医療が政策医療として位置付けられなかつたのか、その理由と背景を伺わせていただきたいと思います。

○政府参考人(富岡悟君) 国立病院・療養所におきます政策医療の成育医療につきましては、実は明確には必ずしもなっておりませんが、小児医療自身は含まれるということになつてございます。

一方、救急医療につきましては、公的・民間医療機関を補完する第三次医療、これを国立病院・療養所が担うべき医療といたしております。

このように、小児医療、それから三次の救急医療は国が担うべき政策医療としておりますが、一般的な小児医療につきましては地域における対応が主としてなされているわけでございますので、特に小児医療という切り口で国立病院・療養所が担うべき医療とはしてまいらなかつたところでございますが、地域の実情に応じまして国立病院・療養所は小児救急医療に参加、協力してきたところです。

以上でございます。

○沢たまき君 私は、やはり国でやっているところは大変少子化に伴つて数少ないお子さん方がたらい回しにされて不幸な目に遭つているという報道がたくさんございますので、最初からはずつこの委員会に来させていただいたときから小児救急はもうとにかく一生懸命、国立はなおさらやつていただきたいというふうに思つてました。

これは当然、第三次の救急 小児医療は入つてたけれども救急はと、地域のとおっしゃいましたけれども、これは是非とも、今日の社会的背景からは当然政策医療に位置付けるべきだと思ひます。

では、最後に一問だけもう一つさせていただきますが、この独立行政法人で特に国民の皆さんが

特殊法人に対して最も厳しかつたのが天下りの問題であります。

天天下りといつても、すべてを非難することはどちらとも思います。

それから、政府決定におきましては、「特殊法人等の役員の給与・退職金等について」という閣

うかとも思います。高い専門性を持ってその能力を発揮して貢献されることはあながち否定されることはないと思っております。しかし一方、国

で大事だろうと思っておりません。しかし一方、国において評価委員会等で個々にきちんと評価する対象になるんでしょうか。いかがでしょうか。

○政府参考人(水田邦雄君) お答えいたします。

独立行政法人の評価委員会におきましては、実施するということが求められているわけでござい

ます。

したがいまして、法人の役員の適格性等につきましては、今お尋ねでございましたけれども、当該役員の経歴ではなくて、専ら各法人の業務運営が適かつ効率的なされているかどうかという観点から判断がなされ、必要に応じて意見を述べることとなりますので、独立行政法人評価委員会そのものの評価の対象にそついた経歴というものは入つてこないということでございます。

○沢たまき君 そうしますと、役員の人選はその代表が決める、その独立行政法人の長がその人選

をすることになるわけですね。

○政府参考人(鈴木直和君) 役員の人選の問題でございますが、これは法律それから政府決定等で

代表が決める、その独立行政法人の長がその人選

をすることになりますので、これを今、政府

が積極的に行なうべきだというふうに考えております。

○沢たまき君 そうしますと、役員の人選はその

代表が決める、その独立行政法人の長がその人選

をすることになりますので、これを今、政府

が積極的に行なうべきだというふうに考えております。

○政府参考人(鈴木直和君) 役員の人選の問題で

ございますが、これは法律それから政府決定等で

ござりますが、これは法律それから政府決定等で

ござりますが、法律では、独立行政法人

通則法の二十条の規定によりまして、長について

ござりますが、これは法律それから政府決定等で

ござりますが、法律では、独立行政法人

議決定がありまして、この中で在任年齢等について規定がありまして、原則六十五歳までというような決めがございます。

しかし、国民の方に、せっかく改革をするのでありますので、国民の皆さんのが納得をして、本当に合理化されたなという観点から是非お進めいた

定、そういうものに基づいて行われることになつております。

○沢たまき君 分かりました。

しかし、國民の方に、せっかく改革をするのでありますので、特権意識を払拭すること、これはもう極めて大事だろうと思っております。しかし一方、國

で大事だなというふうに思つておられます。しかし一方、國民の皆さんのが納得をして、本当に

合理的化されたなという観点から是非お進めいた

定、そういうことを御要望申し上げて、終わりだと思います。

○沢たまき君 ありがとうございました。

しかし、國民の方に、せっかく改革をするのでありますので、特権意識を払拭すること、これはもう極めて大事だなというふうに思つておられます。

目的を説明していただきたい。

○政府参考人(小島比登志君) まず、今御指摘の三つの事業のうち、研究振興業務については現在の医薬品機構においても実施しているものでございまして、新法人においては新たに審査・安全対策の業務について充実強化を図ろうとするものでございます。

まず、審査業務につきましては、従来、医薬品機関、それから医療機器審査センター、それから医療機器センターの三機関で実施されていた業務を統合するとともに、質の高い審査官の増員等を行なうことを通じ、より効率的・安全な医薬品、医療機器をより早く国民にお届けするということが可能になるというふうに考えております。

また、安全対策業務については、膨大な副作用情報の収集、情報提供に関しまして、更に情報処理の確実性の向上を図ることが求められておりまして、新法人におきまして体制の強化をすることによりまして、副作用情報等の詳細な分析調査、国における綿密な安全対策の企画立案、また迅速かつ適切な行政措置、こういうものが可能になり、安全対策が一層向上することになるというふうに考えております。

○小池晃君 いや、今の説明では全く、統合したことによって利点という説明には全くなっていませんね。それぞれ別の機関でやつたって、別に力を入れてやればそれで済む話じゃないですか。なぜこの業務を統合するのかという説明は全くないでいいと。しかも、衆議院の審議でも、業務は区分するから心配しないでくださいといふことを大臣も盛んにおっしゃっている。

しかし、このやり方というのは、正にかつての厚生省の主張とも私、正反対だと思うんです。例えば、薬害エイズ事件を受けた九六年に厚生省内に医薬品による健康被害の再発防止対策に関する報告書を出している。そこではこう言っているんですね。治験、承認審査、市販後の安全対策等を

担当する組織については、医薬品による危害を防止する見地から一層厳格なものとする必要がある、このため薬事行政組織については、こうした

あります。

だから、今回、独立行政法人にいたしますけれども、ここは今回、まだ正式の名前は付いておりませんけれども、これは審査部あるいは安全

部、これは規制の方になるわけでございますが、それから研究振興部というのがこれは振興部門で

できてくるということで、両方が今度入ると。し

かし、同じようにこれは入るわけですが、同じように入りますけれども、その行政上の核になると

ころは厚生省がちゃんと握りまして、そしてそこ

は明確に区分をして管理監督をいたしますよと、

こういうことでございます。

○小池晃君 それは仕組みは分かっているんで

す。しかし、今までの厚生省の行政方針というの

は、そういうリスク管理の上で振興部門と安全

対策は分けようという方向で行政そういう方向で

やってきたにもかかわらず今回一緒にするとい

うことについて私はお伺いしているんです。

その点についてはどうなんですか。

○國務大臣(坂口力君) この問題につきましては、先ほど先生も述べましたように、衆議院の方でも何度も御答弁を申し上げたところでございましたが、行政上の問題はこれは厚生労働省の中で今後も行なうことになります。それは振興の部分と規制の部分とは明確に分けておりまして、それは業務局とそして医政局と両方で行なう、これは行政上の問題は今後もそこで行なうということでございます。

そして、今回の独立行政法人の中で行ないますことは、現在の医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構におきましても、その中に業務部があり、研究振興部があり、あるいは調査指導部があり、あるいは治験指導部があり、あるいは信頼性調査部がありと、こういうことになつております。それは現在の特殊法人の中におきましては、これらは現在の特殊法人の中におきましても振興の部分と規制の部分は両方ともこれ入っているわけ

です。

直接実施すべき業務そのものだというふうに思

うんです。

例えば、これまでのサリドマイド、スモン、薬害エイズ、薬害やコブ病、確認書は何と言つて

いるか。例えば、東京H.I.V訴訟の確認書ではこ

うあるんですね。厚生大臣は、安全かつ有効な医

薬品を国民に供給し、医薬品の副作用や不良医薬品から国民の生命、健康を守るべき重大な責務があ

ることを改めて深く認識し、薬事法上医薬品の

安全性確保のため厚生大臣に付与された各種権限

を十分活用して、本件のような医薬品による悲惨

な被害を再び発生させることがないよう、最善、

最大の努力を重ねることを改めて確約すると言つ

ているわけです。それなのに、医薬品の承認、副

作用救済という業務を国が直接実施する必要がな

いとする独法に移す。

私は、これは参考人にまずお伺いしますが、今

までの薬害事件の確認書に照らしても、ここで約

束した国の責任を私は放棄するものにはかならな

いと思いますが、いかがですか。

○政府参考人(小島比登志君) 医薬品が最終的に

国民に提供される段階では、承認という行為とそ

れから審査、調査と、こういう三段階の行為が薬

事法に規定されているわけでございまして、従来

は国立医薬品食品衛生研究所の審査センターで審

査を、それから医薬品機関で調査を、厚生大臣す

なわち医薬局が承認ということになつたわけ

でございまして、この最終段階である承認につき

ましては厚生大臣が責任を持つて行なうということ

でありますので、この覚書の決意というものは

反しないというふうに考えております。

○小池晃君 今までと変わらないんだというふう

に盛んにおっしゃるので、ちょっと私、具体的に

ちょっとと確認させていただきたいんです。

例えば、承認審査は後に置いて医薬品の安全対

策ということを見た場合に、どこまでを独立行政

法人が担当して、そしてどこは厚生省が担当する

のか、これ業務の流れに沿つて簡潔に御説明願い

たいと思います。

○政府参考人(小島比登志君) まず、医薬品の安全管理対策のやり方についてござりますが、医薬品副作用情報の受理、収集、整理、それから調査といたしました情報は新医薬品総合機構において行なっています。

(委員長退席、理事中島真人君着席)

それは、その機関で行いました、受理をいたしました情報はありますとか整理の結果、調査の結果はリアルタイムで本省の方に連絡をされまして、その連絡を基に、報告を基に本省では、例えば薬事法における行政処分あるいは緊急安全情報の発出の指示というものについて検討をするというふうなシステムになっているわけでございま

す。

○小池晃君 要するに、情報集めは独法がやる、その整理もやる、分析もやる、調査もやると、結局、行政措置は厚労省がやりますよという話であって、私は、これでは厚労省が責任を持つているということにならないですよ。

だって、安全対策で一番大切なのは何か。これは、副作用情報をきちっと集める、情報を集めてその情報の中にどれほど重要なものが潜んでいるのかということを見抜く、そしてそれを分析して直ちに医療現場に注意を喚起したりあるいは回収させたりする。あなた方は最後の、例えば回収命令とかあるいは安全性情報は厚生省が出すけれども、そこまでは全部独法がやる。私は、これでは一番大切な業務が厚労省ではなくて独法になるとということになると。行政措置の部分を厚労省に残すのは、これは当然のことなんです。行政措置の結論を出すまでに至る業務こそが重要なことです。

振り返ってみれば、今までの薬害事件だって、そういうところで大切な情報を見逃したりしたことは、によって被害が拡大したりしたわけじゃないですか。そういうときに、副作用にかかる情報の収集、整理、調査、こういった仕事こそ、私は、国実際の業務として残さなければ今までの薬害事件を繰り返すことになると、これが過去の薬害の反省に立った対応だというふうに考えますが、いかがですか。

○政府参考人(小島比登志君) 先生の御指摘はございました。

私どもが心配しておりますのは、死亡やあるいは重篤な障害にかかるような副作用ということは一生懸命私どもにおいて対応しているわけでございますが、やはり、そうではない、あるいは医学的な調査あるいは数理的統計的な判断をもつて副作用を把握しなきゃいけない、重大な障害だとか死亡に至らないまでも大変な副作用というものがあるんじゃないかということで、その点につきましてもきちっとそれを把握するということ

でございますが、何分にも膨大な業務量となるわけでございますので、これは機関の方でやっていて、私たちと、厚生労働省の方と連携を持って安全性対策を進めていくというふうに考えております。

○小池晃君 いや、ですか膨大な情報の中に、もう何万件という中にただ一つという情報が重要なんですよ。それを見付け出すというのが私は安全性対策の一歩の基本というか、そこが真髓だと思ふんです。

ところが、それは膨大な作業だからお任せしますと、ある程度のそこに人を配置をできるわけではありません。しかし、独立行政法人になれば生労省の中では多くの人をそこに配備することができます。私は、現在よりもこの受付のところは明確にそこは今よりも進歩するというふうに思っております。

そして、何がそこに受け付けられたかということを受けて、それを今度は審査をする、健康被害とその因果関係を審査をする方は、これは厚生労省の中で安全対策課がこれを行なうわけではありません。私は安全対策の責任を果たしたことにならないのではないかと申し上げています。

○小池晃君 さて、最終的にはそういうことになるわけでありまして、そしてこれが実質的には責任を持つということでありまして、そしてこれがこの健康との因果関係を明確にしていくということになるわけでありまして、そしてこれがこの健康との因果関係を明確にしていくことになるだろうというふうに私は思っておりま

は責任を取ったことになるのかということを伺っているんです。

大臣、今までの議論をお聞きになったと思うのですが、大臣は衆議院でも変わらない、責任を果たす。しかしながら、先ほども副大臣から御答弁申し上げましたように、年間三万件の副作用、医薬品の安全性情報が私どもの方に寄せられておりまして、これは年々増え続けているという状況でござります。

○國務大臣(坂口力君) ここは厚生労働省の役人がやったから安全で、そして独法の役人がやったからこれは安全でないということは全くないと私は思います。いずれにいたしましても、この責任は厚生労働大臣が取るということになつて、それが受付をちゃんとそこをやって、ある程度の私は人が

がやつたから安全で、それで独法の役人がやつたからこれは安全でないということは全くないと私は思います。いずれにいたしましても、この責任は厚生労働大臣が取るということになつて、それが受付をちゃんとそこをやって、ある程度の私は人が

がやつたから安全で、それで第一次情報の中から見落としたとしても、そのときは厚生大臣の責任にならぬことになるわけですね、それは独立行政法人の責任ではなくて。一次情報の段階でもし独立行政法人の職員が見落としたとしても、それは厚生労働大臣の責任になるということなんですね。

○國務大臣(坂口力君) もちろん、独立行政法人も責任はありますし、そして厚生労働大臣も責任があるというふうに思っております。

実質的には安全対策課が中心になってそこは業務についてちょっとお聞きしたいんですね。これは審査業務については薬事・食品衛生審議会もやつていかなければならない、しかしその総指揮はやはり厚生労働大臣が取っているわけですから、最終的にはそういうことになる。

○小池晃君 さらに、安全性の問題でなくして審査業務についてちょっとお聞きしたいんですね。これは審査業務については薬事・食品衛生審議会も加わってきますので、審査業務について独立行政法人とそれから薬事・食品衛生審議会と厚生労働省は一体どのような役割分担をするのか、これも業務の流れに沿って御説明を簡潔に願いたいと思います。

○政府参考人(小島比登志君) 医薬品の承認審査業務でござりますが、まず新機構におきまして、国の委託を受けて医薬品、医療用具の有効性、安全性に関する調査及び科学的評価に基づく審査を行なって、その結果を国に通知するということ

でございます。次に、国は、新機構から受けた審査結果を考慮いたしまして薬事・食品衛生審議会の付議を行い、その意見を聴いて最終的な承認判断を行うというふうなことにならうかと思います。

○小池晃君 結局、この審査業務についても、まず最初にメーカーなどから聞き取りやつたり、いろいろ調査したりして報告書を作るまではこれは独立行政法人がやるということなわけですね、審査報告書を作るところまでは。それを審議会で審議をして、国の関与というのは最後の承認の言つてみれば手続だけということになるわけです。

結局、最初の議論で大臣は、基本的には変わらないんだ、行政が責任を持つんだといいながら、実態としては、安全対策にしても審査業務にしても、一番大切な部分、一番初期の情報から分析をして一定の方向性を打ち出すというところまでは全部独法がやるわけです。私は、これでは、国が責任を果たすというのは、何か事件が起つたときに最後は責任を取るというふうには言つかもしれないけれども、私はこれは、こういう形というのは国が責任を取るということにはならないというふうに思います。

さらに、こういう形で見てくると、何でわざわざ今回医薬品機構を新たに作つていくのか、何のための医薬品機構なのかということが大変私は疑問なんですね。

〔理事中島眞人君退席、委員長着席〕

結局、こういう組織を作ることによって恩恵を一番受けるのはだれか。私は、メリットといえば製薬企業による承認審査の手続が簡素化するということぐらいなんじゃないかな、一番喜ぶのは製薬企業なんじゃないかということにならないかと。

そこで、ちょっと歴史をたどつて見てみると、医薬品機構、これはどういう経過をたどつて組織として流れてきているか、簡潔に御説明願いたいと思うんです。

○政府参考人(小島比登志君) 医薬品機構でござりますが、まず、昭和五十四年に医薬品副作用被害救済基金として設立をいたしまして、副作用被害救済業務を開始いたしました。その後、昭和六年には、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構に名称が変わりました。審査の一環であります医薬品等の調査業務といつものが開始をされたわけでございます。その後、平成九年には更に医薬品等の調査業務の一部が追加されまして現在に至つているということでございます。

○小池晃君 結局、副作用被害救済のための基金として発足しながら、研究振興事業、審査事業、人員体制を見ても明らかであります。

そこでお聞きしたいんですけど、現在の医薬品機構の共通部分、総務部門なんかを除いた各部門の職員数、どうなつてきているでしょうか。

○政府参考人(小島比登志君) 医薬品機構の職員数で部門ごとに申し上げますが、救済部門が十五名、研究振興部門が十一名、それから調査部門が百五名でございまして、うち安全性情報担当七名がこれに含まれています。

○小池晃君 救済部門の十五名に対し、研究振興部門と調査部門が合計して百十六名、八倍近く

人数なんですね。安全性情報担当をもじこの救済部門に加えたとしても、二十二名対百九名で五倍の職員数だと。

これは、九六年に我が党の岩佐恵美衆議院議員、当時、今、参議院議員ですが、国会で、この職員数の変遷を見て組織が変質してきていると問題にしております。そのとき、九六年の段階でもどうだったかというと、救済部門十六名、それに國務大臣(坂口力君) 私、いずれにいたしましても、副作用が出るということは、それは審査が不十分であったということにもなつてくるわけでありますから、審査部門が、そこが徹底して審査しているわけではございませんが、審査部門、安全対策部門、救済部門等が増加が見込まれまして約五割程度の職員が必要ではないかというふうに考えておるところでございます。

○小池晃君 まだ詳細に決めていないとおっしゃいますけれども、違つんじゃないですか。ここにあなた方出されている文書あるんですね。これはメーカーにあなた方が出している説明文書であります。「医薬関係新独立行政法人の設置について」という文書ですね。これすべての

だけがもう百人を超えてるわけです。どんどんどんどんそこだけが大きくなつてきている。さらに、今回の提起されている新法人になると、国立医薬品医療機器審査センターから独立法に移行する職員数が八名ですから、審査部門は約百九十名になるんですね。ということは、どういう組織が加わる。これ全部審査部門、調査部門にかかります。その審査部門の人数が増え、そこがしつかり十二年には医薬品副作用被害救済・研究振興基金というふうに名称が変更になりました。その後、昭和六年には医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構に名称が変わりました。審査の一環であります医薬品等の調査業務といつものが開始をされたわけでございます。その後、平成九年には更に医薬品等の調査業務の一部が追加されまして現在に至つているということでございます。

○小池晃君 結局、副作用被害救済のための基金として発足しながら、研究振興事業、審査事業、人員体制を見ても明らかであります。

この名称変更、この間も議題になつていましたけれども、副作用被害救済の名前まで今回消えるわけです。私は、大臣は長い名前、長過ぎるから変えたんだとおっしゃるけれども、私は違うと思う。これは組織の実態が、副作用被害救済が始まった組織から研究開発、審査機能中心に変わつてきている、それで結局名前まで変わつた、変えようとしている。これが私、今回のやり方だと思ふ。正にひさしを貯めて母屋を取られるという言葉がありますけれども、これほど当てはまるようないケーズはないと思うんですね。

私は大臣にこれ伺いたいのですが、今回の措置で副作用被害救済から出発したこの医薬品機構の性格、これが大きく変わる、これは否定できないんじゃないですかと思うんですが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(坂口力君) 私、いずれにいたしましても、副作用が出てるということは、それは審査が不十分であったということにもなつてくるわけでありますから、審査部門が、そこが徹底して審査しているわけではありませんが、審査部門、安全対策部門、救済部門等が増加が見込まれまして約五割程度の職員が必要ではないかというふうに考えておるところでございます。

○小池晃君 まだ詳細に決めていないとおっしゃいますけれども、違つんじゃないですか。ここにあなた方出されている文書あるんですね。これはメーカーにあなた方が出している説明文書であります。「医薬関係新独立行政法人の設置について」という文書ですね。これすべての

ページに「取扱厳重注意」という印までわざわざ付いているわけですよ。これ見ますと、どう書いてあるか。非常に詳しいんです。

「現行三組織合計約三百四十人（平成十四年度）から、審査関連部門、市販後部門を中心、当面、約三百七十人に体制強化（平成十七年度）」。ここまで明確に打ち出しているじゃないですか。何が具体的に決めてないんですか。メーカーといいます対してはこんな増員計画まで説明していたというのに、国会に対しては今みたいな加減な答弁で、私そんなの許されませんよ。どうなっているんですか。こんなことが許されると思っているんですか。

○政府参考人（小島比登志君） この数字につきましては、私たちの担当あるいは相手方の業界との勉強会等々でメモ的に出されたものだと思っていまして、それを省として決定したということはないということございます。

○小池晃君 でたまめな話している。どこがこれはメモですか。きつとしめた文書で、ちゃんと目次まであって、ページが振ってあって、かなり分明に書いてあるんですよ。国会で出されていないような問題までいろいろ書かれている。

この文書は、独法の名称は仮称のままなんです。

新独法の業務開始時期は「政府部内調整中」

と書いてあるんです。ということは、法案の政府部内での調整も終わっていない段階で、法案骨子も出ていない段階でメーカーに対してはこんな詳しい文書で丁寧に説明したということになるじゃないですか。これは業界に対してこれでいつ説明したんですか。

○政府参考人（小島比登志君） これにつきましては八月上旬だと承知しておりますが、前の国会で薬事法の改正に基づきまして、従来から私どもで検討しておりました生物由来製品感染症の被害救済制度、これが、この基盤ができ上がったとい

うことで具体的な検討に入らなきゃいかぬというのもございましたし、また審査センターを統合するというのはさきの閣議決定で既に決まっていた

わけござります。

国会関係の、国会における審議を御説明するという意味でメーカーといいますか、製薬企業の方に説明をしたということござります。

一方で、薬害の被害者団体にはいつ説明したん

ですか。

○政府参考人（小島比登志君） 法案の御説明は九月中旬以降、各被害者団体の方々に御説明をいたしております。

○小池晃君 九月中旬以降だと。十月に薬被連、全国薬害被害者団体連絡協議会、十六日と二十九日に説明をされて、私、二十九日の説明にも同席しました。しかし、あの説明というは何の資料も、厚労省側からは法案の文書だけは出されましたが、厚労省側からは今回の法律にわざわざ一項設けていた

たけれども、こんな丁寧な説明の文書なんか出なかつたですよ。もう口頭で質問に答えるというだけなんだ。製薬企業に対しては法案の骨子も決まっていない段階で、政府内部調整中の段階でこ

とも加えていた。これは一体なぜですか。

○小池晃君 今まで医薬品機構はそういう仕組みがあつたから今回法律にわざわざ一項設けていた

わけですね。業界団体の意見を聞くことということも、医薬品製造業者等から意見聴取の機会を確保するというふうな法律にしたものでございます。

○小池晃君 今まで医薬品機構はそういう仕組みがあつたから今回法律にわざわざ一項設けていた

とになつたわけでござります。それに基づきまして、拠出金率の決定に限つては、「これまでと同様、医薬品製造業者等から意見聴取の機会を確保する」というふうな法律にしたものでございます。

○小池晃君 今まで医薬品機構はそういう仕組みがあつたから今回法律にわざわざ一項設けていた

とになつたわけでござります。それに基づきまして、拠出金率の決定に限つては、「これまでと同

め、拠出金率の決定に当たつては、本制度の財政状況、救済、給付の今後の見通し等につきましては、今回その治験を早めるということは大事なことで、それがここの中にも盛り込まれていています。

ただ、治験は早くしなければなりませんけれども、それはそういうシステムを作つて早くすると

あります。

大臣、いかがですか。

これはつきり答えていた

べきではない。

カーネルのためのものだと言わざるを得ないと思うんで

で、今日はこれで終わります。
ありがとうございました。

○西川きよし君 どうぞよろしくお願ひいたしま
す。

○國務大臣(板口力吉) 製造業者の方のニニシテ
います。

（同様の問題が大有り） 製薬会社たるのことを聞いてこの法律を作ったわけではありません。しかし、先ほど示されたように、そういう製薬会社た

早くから情報流すというのは、それはもつての
ほかで、そんなことは僕もすべきじゃないという
ふうに思っています。私のところへ来ないような
書類を先へ製薬会社に流すようなことがもしも
あつたとすれば、それは今後そういうことは改め
なきやならないことで、絶対許せるべきことでは
ないと私も思っております。

しかし、そういうことは改めていきますけれども、今後の在り方につきましては、ただ単に製薬会社だけではなくて、それは多くの皆さん方が、納得のしていただけるような体制を作り上げていかなければならぬわけでありますから、被害者の皆さん方、薬害被害者の皆さん方の御意見というのもそれは十分に聴いていかなければならぬというふうに思っております。

○小池晃君 私は、やはり今度の法案、今日はこ

やらせていただきますけれども、審査、スピードを上げることが必要だと、これはおっしゃるとおりだと思います。しかし、中身が問われている。スピードを上げたことによって、今一体どういう事態が起こっているかということも次回議論したいと思いますし、私は今度の法案についていえは、薬害事件をきっかけにして一定改善された、進み始めた厚生労働省の安全対策（副作用対策のこの新たな芽を摘み取るものになる危険性が極めて強い、そしてやはり薬事行政を変質させていくという危険があるということを指摘したいと思いまます。

で、今日はこれで終わります。
ありがとうございました。
○西川きよし君 どうぞよろしくお願ひいたしま
す。
私の方からはこの特殊法人改革につきまして、
今年の四月でございましたが、四月の中退金改正
案の審議の際にも大臣にお考えをお聞かせいただ
きました。その際に大臣がお答えになりましたの
は、特殊法人改革は大変重要な課題ではあるが、
厚生労働省が担当する特にセーフティーネット、
セーフティーネットにかかる分野においてはよ
く検討しながら、セーフティーネットという理念
を失わないようにするかどうするかということの
御答弁でございました。
今回のこの法案を提出されたわけですけれど
も、どのように反映をされたのか、まず冒頭お同
じしてまいりたいと思います。
○國務大臣(坂口力君) これは中島先生にもお答
えを申し上げたところでございますが、今回このこ
の独立行政法人というのは、言つてみれば公のや
うななければならないような内容のことでもその中に
呑まれているわけであります。しかし、公がそれ
をやっておりましてはなかなか効率化が進んでい
かない、透明化が進んでいかない、そうした面も
あるわけでござりますので、独立行政法人という
この制度の中で自立をして、そして透明性を高
め、そして民間の経理、そうしたものも取り入れ
、分かりやすい形で国民の皆さん方にも御理解
をしていただけるようにする、こうした形でス
マートさせたわけでございます。
そうした中で、今御指摘になりましたように、
厚生労働省は生命にかかる部分も多く取り扱っ
ているわけでありますから、その責任というもの
はすべて行政上の責任、すべてこれは厚生労働省
が持たなければなりませんし、先ほど申しました
おり、その最終的な責任は厚生労働大臣が取ら
なければならない。そういう一つのシステムを作
ながら、しかし今よりもより効率的に、そして
まで厚生労働省の中でもやっておりましては定数

いしてまいりたいと思います。

んを申し上げたところでございますが、今回のこの独立行政法人というのは、言ってみれば公のや

いなければならぬ内容のこととその中に呑まれてゐるわけであります。しかし、公がそれをやっておりましてはなかなか効率比^二進してい

かなか効率化が進んでいない、透明化が進んでいない、そうした面も改めるわけでございますので、独立行政法人という

この制度の中で自立をして、そして透明性を高め、そして民間の經理、こうしたものを取り入れ

、分かりやすい形で国民の皆さん方にも御理解をしていただけるようにする、こうした形でス

ノートさせたわけでござります。

はすべて行政上の責任、すべてこれは厚生労働省

お持たなければなりませんし、先ほど申しました
おり、その最終的な責任は厚生労働大臣が取ら

なければならない。そういう一つのシステムを作らながら、しかし今よりもより効率的に、そして

まで厚生労働省の中でやっておりましては定数

平成十四年十一月十六日

人等整理合理化計画においては、国立コロニーのぞみの園について重度知的障害者のためのモデル的な処遇を行う施設と明確に位置付けた上、その事業は公共上の見地から確實に実施されることが必要なものであって、国が自ら直接行う必要はないものの、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあることから独立行政法人化することとしたところでございます。

これを受けまして、のぞみの園においては、本法案に基づき、重度の知的障害者に対する先導的かつ総合的な支援を提供することとしているほか、知的障害者の自立を促進するための効果的な支援方法に関する情報提供や、他の施設に対する援助、助言を実施することとしております。また、法人の効率的な運営を確保するため、役員の定数削減や中期目標に照らした達成状況の評価等を行うこととしております。

○西川きよし君 知的障害者福祉のこれまでの歴史の中で、例えば昭和二十二年の児童福祉法の中で知的障害児の施設に関する規定が加えられましたし、そして昭和三十五年ですけれども、知的障害者福祉法が制定されました。そして、今日進められております社会福祉基礎構造改革、こうした時代時代の流れ、そういった中で福祉が担つてきた役割と申しましようか施設の役割、かなりやっぱり日進月歩で変わつてまいりました。

そして、そういう意味では今回のコロニー、コロニーのような大規模施設についても、正しく創設された当時と今日とではその目的、役割、大きく変わってきたと思うわけですから、過去に果たしてきた役割、そしてまた新しい法律の下ではどのような役割を担つていく必要があるのか、この辺りの基本的な、基本的なお考えを木村副大臣にお伺いしたいと思います。

○副大臣(木村義雄君) 国立コロニー、こういう施設というのは、やはり当初は知的障害児を持つお父様とかお母様が、自分たちが元気なうちはいいけれども、私たちが病気になつたりあるいは亡くなつた後でこの子一体どうなるんだ

ろうと。そういう中で、あそこに入つたら安心だと、そういうような願いが昔は込められていました。ではないかなと、こうも思つているわけでございますけれども。

やはり近年は、施設収容からノーマライゼーションによって地域での生活を重視という大転換がなされたわけでございまして、そういうやはり時代の流れの中で、この知的障害者福祉施策の基本的方向は、今申しましたように、施設における収容、保護を中心とする在り方から、身近な地域での生活を支援する在り方に重点を移してまいりました。これに伴いまして、国立コロニーのぞみの園の果たすべき役割も、施設入所者の地域生活への移行を先導的に実現していくモデルとして、その位置付けを変えたところでございます。

もちろん、民間の方々でも一生懸命やっておられるところはたくさんあると思うんで、私はやはり、これは是非、この施設もこの独立化を契機として正に意識改革してもらって、これは民間の施設よりも、どれよりもいい施設として、国がバックアップするんだからやるんだぞというような、そういう気概を持っていただきたい。逆な意味で、何か今まで公的な施設だったから安住していいたところがあるんじゃないかと。その安住じやなくて民間に負けないぞ、民間の施設よりも正にモデル事業として一生懸命やるんだという、是非そのような気概を持っていただきたいなど、こう思つておるんで。

このために、のぞみの園におきましては、重度知的障害者の自立を促進するための効果的な支援の方策の開発を行い、同施設のサービス向上に寄与していくことなどを柱として新法人を運営していくことにしているわけでございますけれども、国といたしましても、新法人が、新しい独立行政法人が適切に役割を果たせるように明確な政策目標の設定や評価の徹底等を図つて御期待に、西川先生の御期待にこたえてまいりたいと、このよう思つておるような次第でございます。

○西川きよし君 社会福祉施設の歴史といたしましては、最初の出発点と申しますか、やっぱり小さな家族的な単位での生活援助施設であったと思つわけですけれども、我々もそういうふうに聞いてまいりました。それぞれの施設が制度化され、そこで次第に大型化していくわけですねけれども、そこにはやはり利用者に対する生活支援であるとか、利用者のための視点、コスト対効果、経済の合理性、その背景にそういうことがあったと思いますけれども、以前、大臣よりもお伺いしたという、経済効率で割り切れないというお考えを少し僕も引用させていただいたわけですねけれども、これまでの歴史におきまして、どちらかというと施設運営、特に大規模施設という面におきましては経済効率が優先をされてきたのではないかというふうに思います。

そうした中で、先ほど堀先生の方からも出ましたけれども、大臣より、曰は離すけれども手は放さないとかいうような御答弁もありました。なるべくおうちに帰つていただく。いろんな気持ちの中で右へ行つたり左へ行つたり、我々もしつかりいろいろなことを聞かせていただいているわけですから、それとも、しかし時代は、私たちの住んでいる社会そのものを今度は障害者の皆さん方にも同じように生活をしていただけるようふうに思いますけれども、しかし時代は、私はそれなりの役割は施設も果たしてきたというふうに思います

しかし、今度はそうではなくて、それぞれの地域やそれぞれの家庭の中で昔とは違つた、もっと健康な人たちと同じような形で生活のできるようになってまいりまして、再び地域、家庭へという話になつてきているというふうに思つております。その一つの過程におきまして、私はそれなりの役割は施設も果たしてきたというふうに思いますけれども、しかし時代は、私たちの住んでいる社会そのものを今度は障害者の皆さん方にも同じように生活をしていただけるようふうに思います

うことになつてきました。そういうふうに思つますけれども、しかしながら時代は、私たちの住んでいる地域や家庭に戻つていただけるようにななければなりませんが、今、副大臣からもお話をございましたように、お父さん、お母さんが亡くなつたよう方、また今朝も少しお答えをいたしましたが、非常に重度な障害者で、それで重複の障害をお持ちになつて、なかなか御家庭で介護、あるいは見て cuidar ながら、大臣がおっしゃつた経済効率で割り切れないという部分は大切になつてくると思うわけですねけれども、地域への移行あるいは施設の小規模化、経済効率化についてはどのようにお考えになつておるのか、これは坂口大臣にお伺いしたいと存じます。

○國務大臣(坂口力君) 今、歴史をいろいろとお話しになりましたし、木村副大臣の方からもお話しになつたとおりでございますが、ずっと昔は障害者の皆さん方が家庭で生活をずっとしていたところになつたとおもいますけれども、それは非常に惨めな形で家庭の中に閉じ込められていたとおもつておられるお父様とかお母様が、自分たちが元気なうちはいいけれども、私たちが病気になつたりあるいは亡くなつた後でこの子一体どうなるんだ

ただし、大きな流れは決してそうではないし、そして重度であるというそういうことを理由に付けて、そして地域や家庭に戻さないということになつてもいけない、そういうふうに思つておりま

○西川きよし君 ありがとうございました。

入所施設からの地域への移行これが大きな流れの中、それを支える地域の支援体制というものがこれからは本当に難しいのではないか、いろいろ地域を回らせていただいたら、また施設にお訪ねをしてもそう感じます。

のように指摘されているわけですが、一方公共団体が設置・運営する同種の施設との関係で重度知的障害者のモデル的な処遇を行う施設と明確に位置付け、より小規模の集団に分けた処遇が行えるような内部体制の整備を図るとともに、国の政策目標の明確な設定、事後評価、成果・評価の公表を強化する」と。先ほど来また大臣もいろいろと答弁の中でもおっしゃっておられましたが、この「より小規模の集団に分けた処遇が行えるような内部体制の整備を図る」という、これは大変本当に難しいと思うんですけれども、これまでの状況、指摘、そういった部分を副大臣にお答えいただきたいと思います。

ざいますが、国立コロニーは重度の知的障害者を指導、保護し、安心して生活できる場としての機

能をこれまで果たしてきたところでござりますが、大規模施設にありがちな集団的で管理・運営的な処遇により、利用者の個々の主体性を重視したサービスの提供という面では非常に不十分な部分があつたということは、これはもうやつぱり反省をしていかなければいけないところじゃないかと、こう思つわけでございます。

そこで、今般の特殊法人等整理合理化計画を受けまして、まず第一には、施設内のグループホームによる自活訓練を開始いたします。それから、周辺地域に居住する重度知的障害者を対象とする

○西川きよし君 時間が参りましたので、これで
終わせて、おきます。

ディサービス事業を開始いたします。それから、ユニットケアの試行に向けた検討、これらを行っているところでございますが、今後、これらに加えまして、入所者の処遇の単位であります生活寮の定員二十五名を、これを更に小規模化するなどの利用者の特性に応じました支援体制に取り組んでまいりたい、このように思つてはいる次第でござります。

最後にもう一問大臣に御答弁をいただきたかつ
ニシテ「ナレルジ、建宮行の道等ござリテ、

たんてすけれども、個性者も障害をお持ちの方も、ノーマライゼーション、そんな基本に立ちまして、より良い方向へよろしくお願ひ申し上げま

○森ゆうじ君　自由党の森ゆうじです。よろしく
ありがとうございました。

お願いいたします。
まず最初に大臣に伺います。

この独立行政法人化によって経費の削減はいか
に図られるか、そしてサービスは向上するのか、

どうな見通しでしょうか、お願いたしま
一。

○國務大臣（坂口力君） 今回のこの改正によつて

どのように経費の削減あるいはサービスの向上が図られるのかと、こういうお尋ねでございま

一、経費の削減につきましては今朝来もいろ
す。

いろいろの議論のあるところでござりますし、これは

どうしても無駄を省いていくということをやっていかなければなりません。したがいまして、今回

のこの独立行政法人は、これは経理も一般企業と同じような経理方法を採用するようにいたしてお

りますし、そしてまた、国民の皆さん方にそれが明白になるよう情報公開も義務付けられており

ます。したがいまして、そこは徹底をしたやはり内容の改革が行つねば多くの皆さし万の御

内容の改善が行われなければ多くの皆さんの徳批判を受けることは間違いがありません。した

第七部 厚生労働委員会会議録第八号 平成十四年十一月二十六日 【参議院】

いという中期目標なるものを大臣が示して、そしてその長に五年間なら五年間の方針を示して、その中でおやりをいただくと、こういうことになるわけでございますから、そこでおやりをいただいてうまくいかないということになれば、それは交代をしてもらわざるを得ない、こういうことでござります。

○森ゆうこ君 それで、その評価委員会について伺いたいんですけれども、評価委員会が各省内に置かれるとのことで、普通の人から見ますと、これはやっぱりお手盛りというふうに見られると思うんですね。百歩譲って中立的な評価が可能としてなんですかね。百歩譲って中立的な評価が可能として伺いたいと思いますが、その中期計画の達成度によって運営交付金が次の年度に減額される等の仕組みはありますでしょうか。そして、まずそもそもその運営交付金についての算定のルールというのはあるのでしょうか。政府参考人に伺います。

○政府参考人(水田邦雄君) 独立行政法人の評価委員会の役割、機能についてのお尋ねでございますけれども、この評価につきましては、毎年各事業年度ごとに行うものと中期目標の期間の終了時において行うものと二つあるわけでございます。各事業年度ごとに評価を行い、必要があれば勧告を行うわけでありますけれども、その中で運営交付金の使い方につきまして、業務運営の効率化と財務内容の改善の観点から意見を言うことができる。この意見を受けまして、各法人は所要の措置を講ずるということが中央省庁等改革基本法に定められておりまして、この趣旨に沿いまして、運営交付金の交付に際しまして厚生労働省と法人の間におきましてその内容について具体的に検討することになります。

さらにもう一つ、二つ御質問でございますが、中期目標の期間の終了時におきましてでござりますけれども、これは評価の結果として改善をすつと希望していたにもかかわらず改善が見られない場合につきましては、大臣が法人の業務を継続させることの必要性、あるいは組織の在り方その他、組

織、業務の全般にわたって検討を行いまして、所要の措置を講じることとなつてござります。その中でおやりをいただくと、こういうことになるわけでござりますから、そこでおやりをいただいてうまくいかないということになれば、それは交代をしてもらわざるを得ない、こういうことでござります。

○森ゆうこ君 運営交付金についての算定ルールというものがどうも具体的にはっきりしないんですけれども、例えば公共部門でのあしき習慣として予算の消化というのがあるわけですね、予算の消化。こういう予算の消化というようなことがなくならなければ、結局財政支出の削減とか効率化ということは図られないと思うんですけれども、どうもその辺があいまいだと思います。せっかく独立行政法人化しても運営交付金が減額しなければ意味がないと思うんですが、それこそそただ度々指摘があります看板を替えただけではないかと思うんですけれども、その辺のところを大臣の御所見を伺いたいと思います。

○政府参考人(水田邦雄君) 予算の面につきましては、より独立行政法人が自立して政府からの運営交付金というのは少なくて済むようになるということで考えていいんでしょうか。○森ゆうこ君 それであれば、それに伴つて次の年度には、より独立行政法人が自立して政府からの運営交付金というのは少なくて済むようになることについて考えていいんでしょうか。

○政府参考人(水田邦雄君) その点につきましては、それは毎年度の正に予算、運営費交付金予算の査定をどうするか、執行をどうするかというふうなことがあります看板を替えただけではないかと思ふんですけれども、その辺のところを大臣の御所見を伺いたいと思います。

○政府参考人(水田邦雄君) 予算の面につきましては、その辺があいまいだと思います。せっかく独立行政法人化しても運営交付金が減額しなければ意味がないと思うんですが、それこそそただ度々指摘があります看板を替えただけではないかと思うんですけれども、その辺のところを大臣の御所見を伺いたいと思います。

○政府参考人(水田邦雄君) 予算の面につきましては、より独立行政法人が自立して政府からの運営交付金というのは少なくて済むようになることについて考えていいんでしょうか。

○森ゆうこ君 この点についてはまた次回聞きたいと思いますけれども、様々な事業を各特殊法人が運営してきたわけですね。例えば、労働者健康福祉機構に関連しましても様々な事業がありますが、この中で未払賃金の立替払制度があるんですけれども、この制度自体は、倒産が深刻化する今が運営してきたわけですね。例えば、労働者健康

福祉機構に關連しましても様々な事業がありますが、この中で未払賃金の立替払制度があるんですけれども、この制度自体は、倒産が深刻化する今が運営してきたわけですね。例えば、労働者健康

福祉機構に關連しましても様々な事業がありますが、この中で未払賃金の立替払制度があるんですけれども、この制度自体は、倒産が深刻化する今が運営してきたわけですね。例えば、労働者健康

福祉機構に關連しましても様々な事業がありますが、この中で未払賃金の立替払制度があるんですけれども、この制度自体は、倒産が深刻化する今が運営してきたわけですね。例えば、労働者健康

福祉機構に關連しましても様々な事業がありますが、この中で未払賃金の立替払制度があるんですけれども、この制度自体は、倒産が深刻化する今が運営してきたわけですね。例えば、労働者健康

福祉機構に關連しましても様々な事業がありますが、この中で未払賃金の立替払制度があるんですけれども、この制度自体は、倒産が深刻化する今が運営してきたわけですね。例えば、労働者健康

福祉機構に關連しましても様々な事業がありますが、この中で未払賃金の立替払制度があるんですけれども、この制度自体は、倒産が深刻化する今が運営してきたわけですね。例えば、労働者健康

ての研究機能を担います中核病院、そういうたるものを中心には再編をいたしまして、中核病院とその他の労災病院との間で、今申し上げましたような労災疾病につきましての例えは症例の集積でござりますとか治療方法、予防策の研究開発、更には情報の共有、そういう面でいわゆる全国的なネットワークを構築できるように再編していきたまといふふうに考えております。

○大脇雅子君 そういたしますと、具体的な方向性を出す計画というのはあるのでしょうか。労災病院に関しては、そのような方針に対しても全面的な見直しを事務局の方が意見として付しているようなこともございまして、どの程度まで進んでいるのでしょうか。

○政府参考人(松崎朗君) 事務的には、できれば年内には大まかな中期的な計画といいますか方針、そういうものを副大臣、大臣と御相談しながら決めていきたいということにしております。

○政府参考人(松崎朗君) 冒頭御説明いたしましたように、労災病院の再編の考え方、こういったものに基づきまして、三十七の病院について、どの程度にして、どういったところに中核を持つ病院にし、どういったネットワークを組んでいくかといったことについての具体的な案といったものを作つていきたいということでござります。

○大脇雅子君 その場合に、例えば地域の密着性だとか、あるいはその病院の特色だとか、あるいは病床数の規模とか様々な要件があると思うんですけれども、それほどどのように検討の要件にされているでしょうか。

○政府参考人(松崎朗君) 今申し上げました再編をするわけでございますけれども、この再編の対象外となりますが、労災病院につきましては、労災病院といたしましては廃止せざるを得ないわけございまして、そのうち、地域の医療機関として必要なものにつきましては民営化あるいは地方・民間移譲というものを進めていくことになるわけで

ございます。

こういいました労災病院の再編につきましては、ただいま申上げましたような考え方で進めるわけでございますけれども、その際には、具体的に地域の関係者の意見を十分に聴いて対応していくということになろうと思います。

○大脇雅子君 ネットワーク構築については、地域における労災病院同士というものもあるのでしょうが、他の医療機関との連携ということも重要性があると思うんですが、その点はどうでしょうか。

○政府参考人(松崎朗君) まずは、労災病院につきましては労災病院が専門家でございますので、まずは労災病院同士の中でのネットワークというものを作り、それから必要に応じまして地域なりいろんな専門病院との連携というものを考えていきたいと思っております。

○大脇雅子君 労災病院の特色というのは、予防と医療とりハビリという一貫性が、言ってみれば専門的な技術とそれから医療の知識の高さで非常に大きな役割を果たしております。労働者の労働災害の認定についてはもう他の病院ではできないということが現状でありますので、やはり働く人たちの立場からこの労災病院の高い評価を十分にしんしゃくをして慎重に統廃合は行つていただきたいと思います。

そしてまた、次、少子化が急速に進んでいる中で、小児医療の体制は余りに貧弱ではないかと思いますが、小児救急医療に關してはどのように取り組んでいかれるのでしょうか。

○國務大臣(坂口力君) 労災病院をどうしていくかというのは実は大問題でございます。

今までの労災病院の役割というのは、先ほど局長からも答弁がありましたが、一つは中毒でありますとかあるいはじん肺でありますとか、そ

うしたことを熱心におやりをいただいてそういう中核になっていて、それはそれで大変大きな役割を果たしてまいりましたと思いますし、現在も中毒な

どにつきましては本当に他の病院の追従を許さない立派な設備もそれから人的配置もされているところもあるわけでございまして、そうしたところは今後も残していくかなければなりません。

そして、労災病院の業務も、そうした今までの、古典的なと言つとちょっと言葉は悪いですが、それでも昔からの専門的な部分だけではなくて、現在の立場に立った労働者の健康管理の問題といふことに対するやはり専門病院ということも必要になつてくるだろうというふうに思つております。それらのことは今後守つていかなければならぬというふうに思つておりますが、それでもなおかつ、地域の状況等を見まして、やはりもう普通の病院と同じような内容になつてゐるし他にも多くの病院が存在するしと、いわゆる今までの役割を終えた病院もあるわけですから、その辺につきましては整理統合をするということは当然行わなければならぬというふうに思つております。そうした考え方でこれは進めなければならないません。一方において社会保険病院もあるわけですが、いまして、それらと横並びに見ながらこれらの問題も考えていかなければならぬというふうに思つております。

そうした中で今御指摘になりました小児の問題等は、確かに地域によりましては熱心に今取り組んでいるところはあるというふうに思いますが、いわゆる労災病院としてやるべき内容かどうかといつたことについてはよく検討をしていかなければならぬというふうに思ひますし、先ほど先生御指摘になりました地域との問題もこれあるといふふうに思ひますから、その辺も十分に加味をしながら検討していかなければと思います。

○大脇雅子君 これ、数字など見ますと共済加入者が増加していないんですけど、その理由と、この改善策について何かござりますでしょうか。

○政府参考人(松崎朗君) 御指摘のように、従来のように入者が増えておらないのは事実でござります。これはやはり非常に厳しくなりまして、残念なことでござりますけれども、この制度から脱退する中小企業の方が増えているということがあります。

○大脇雅子君 それで、次は中小企業退職金共済法改正法案についてお尋ねします。
これまで中小企業退職金共済制度が、大企業と比較して体力の低い中小企業で働く労働者にとっては退職金を制度的に保障し、退職後の生活を安

定させる意味を持っていたということは高く評価されると考えますが、今回の改正によって業務の効率化等を理由に退職金制度の運用や退職労働者の実質受け取る内容の低下をもたらすようなことがあつてはならないと考えますが、どうでしょうか。

○副大臣(鷹下一郎君) 先生御指摘のようないいようのこととありますけれども、独立行政法人制度において国が作成する中期目標において、一つには先生おっしゃるように業務の効率化に関する事項、もう一つにはサービスの質の向上に関する事項がございまして、この二つをおいて、一つには先生おっしゃるように業務の効率化に関する事項、もう一つにはサービスの質の向上に関する事項がございまして、この二つを言つてみれば両立させるというよなことでございま

したがって、勤労者退職金共済機構においては、この中期目標に基づきまして、一つには加入者の相談に対する迅速な対応、そして二つには退職金給付の迅速化等を含めて、言つてみれば独立行政法人化に伴つてより一層サービスを充実していくように努めるというよなことでございま

います。

○政府参考人(松崎朗君) 御指摘のように、従来のように入者が増えておらないのは事実でござります。これはやはり非常に厳しくなりまして、残念なことでござりますけれども、この制度から脱退する中小企業の方が増えているということがあります。
○大脇雅子君 それで、次は中小企業退職金共済法改正法案についてお尋ねします。
これまで中小企業退職金共済制度が、大企業と比較して体力の低い中小企業で働く労働者にとっては退職金を制度的に保障し、退職後の生活を安

○大脇雅子君 終わります。
○委員長(金田勝年君) 本日の質疑はこの程度と
し、これにて散会いたします。

午後四時五十六分散会

十一月二十二日本委員会に左の案件が付託され
た。

一、子供も国内で臓器移植が受けられるよう臓

器の移植に関する法律を改正し、十五歳未満

での臓器提供を可能とすることに関する請願

(第一七八号)(第一七九号)(第一八三号)(第
一八四号)(第一八五号)

一、年金・医療・福祉等の制度改革に関する請

願(第一九一号)

第一七八号 平成十四年十一月十一日受理

子供も国内で臓器移植が受けられるよう臓器の移
植に関する法律を改正し、十五歳未満での臓器提
供を可能とすることに関する請願

請願者 福岡市南区若久五ノ一三ノ二二
深瀬圭幸外六千九百七十九名

紹介議員 木庭健太郎君
この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第一七九号 平成十四年十一月十一日受理
子供も国内で臓器移植が受けられるよう臓器の移
植に関する法律を改正し、十五歳未満での臓器提
供を可能とすることに関する請願

請願者 仙台市泉区将監五ノハノ一六
佐々木正子外六千百七十八名
紹介議員 櫻井 充君
この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第一八三号 平成十四年十一月十一日受理

子供も国内で臓器移植が受けられるよう臓器の移
植に関する法律を改正し、十五歳未満での臓器提
供を可能とすることに関する請願

請願者 東京都八王子市東中野ハノ一〇

石渡かめ子外三千八百七十九名
紹介議員 保坂 三蔵君
この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第一八四号 平成十四年十一月十二日受理

子供も国内で臓器移植が受けられるよう臓器の移
植に関する法律を改正し、十五歳未満での臓器提
供を可能とすることに関する請願

請願者 東京都墨田区墨田一ノ九ノ三
島元太郎外三千九百九十九名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第一八五号 平成十四年十一月十二日受理
子供も国内で臓器移植が受けられるよう臓器の移
植に関する法律を改正し、十五歳未満での臓器提
供を可能とすることに関する請願

請願者 長崎市平間町一六ノ七五 北川修
外二千六百九十二名
紹介議員 田浦 直君
この請願の趣旨は、第一二四号と同じである。

第一九一号 平成十四年十一月十三日受理
年金・医療・福祉等の制度改革に関する請願
請願者 富山県西礪波郡福光町竹林一五三
荒井小夜子外千八百十四名
紹介議員 広野ただし君
この請願の趣旨は、第九五号と同じである。

平成十四年十二月四日印刷

平成十四年十二月五日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

E